

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県岡南飛行場条例施行規則及び岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

航空企画推進課

【訓令】

- 岡山県職員の職務発明等に関する規程の一部改正
（県例規集登載）

財産活用課

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
（県例規集登載）

経営支援課

- 平成三十一年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）

危機管理課

- 平成三十一年度県統計調査の実施

統計分析課

- 廃棄物と認定することが困難な放置自転車の処分

財産活用課

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

循環型社会推進課

目次

担当課（室）

- 指定居宅サービスの事業の廃止
- ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の公表

指導監査室
鳥獣害対策室

- 保安林の解除予定

治山課

- 港湾隣接地域の指定

港湾課

- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

会計課

【公告】

- 種畜証明書の書換交付
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

畜産課
建築指導課

【企業局】

- 落札者等の決定

総務企画課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

【監査公表】

- 包括外部監査の結果に関する報告の公表
- 平成二十九年包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表
- 財政的援助団体等に係る平成三十年度の

監査事務局

<p>○ 監査の結果の公表 ○ 平成二十九年度分の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 ○ 平成三十年度の行政監査の結果の公表</p>	<p>目次</p>
<p>〃 〃</p>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成三十年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成30年度行政監査結果

〔 平成31年3月26日
岡山県監査公表第5号 〕

岡山県監査委員

目 次

第1	監査のテーマ及び目的	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	
1	監査の対象業務	1
2	監査の対象機関	1
3	監査の実施期間	2
4	監査の実施方法	2
5	監査の着眼点	3
第3	生産物売払業務の概要	
1	監査対象機関別の主な売払生産物	3
2	監査対象機関別の生産物売払額	4
第4	県立学校生徒による商品開発，販売の概要	5
第5	監査の結果及び意見	
I	生産物売払業務	6
1	現金の取扱いについて	6
2	生産物の価格決定について	9
3	生産物や原材料の管理について	15
4	売却方法や販路開拓について	19
5	関係法令等による許可・届出等について	24
6	売払活動の場の活用・売払活動の成果について	24
7	生産物の売払いに係る創意工夫等について	26
II	県立学校生徒による商品開発，販売	28
1	実施校の状況	29
第6	最後に	30
	[参考資料] コラボによる商品開発等の実施概要	32
	[参考資料] 模擬会社による商品販売の概要	45

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

生産物の売払業務に関する事務について

2 監査の目的

平成29年度に生産物売払収入に係る現金亡失事案が発生し、不適切な会計処理がなされていることが判明した。このため、生産物の売払いに関して、売払代金の取扱いのみならず、生産物の管理や売払価格の決定等を含めた一連の事務について、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下、「規則」という。）及び岡山県会計事務取扱要綱（金銭会計）（昭和61年3月20日会第295号。以下、「要綱」という。）に則った事務処理が行われているかを確認するとともに、3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から同事務の執行状況を監査し、今後の業務改善に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の対象業務

原則として、平成29年度に生産された生産物（生産品、収穫物及び動物）の売払業務を対象とした。（一部、過年度生産分を含む。）

なお、生産品とは、材料等を加工して利用できる状態にした物品を、収穫物とは、農業、林業又は水産業により収穫し、市場に出荷できる状態にした物品を、また、動物とは、獣類、鳥類、魚類等を育成し、市場に出荷できる状態にしたものをいう。

また、生産物の売払業務に類似するものとして、県立学校の一部において実施されている生徒と企業等とのコラボレーションによる商品開発及び販売（以下、「コラボによる商品開発等」という。）や生徒の模擬会社設立による商品販売（以下、「模擬会社による商品販売」という。）の活動について、その実施体制及び会計処理についても対象とした。

2 監査の対象機関

生産物の売払業務については、財務監査の事前調査時の聞き取りや監査資料に基づき、生産物の売払実績のある機関を把握した上で、年間10万円以上の売払収入のあった15機関を選定した。この15機関のうち、農林水産総合センターについては、組織構成が多岐にわたることから、4部門（「普及連携部・農業研究所・農業大学校」（以下、「本所」という。）、「畜産研究所」、「森林研究所」、「水産研究所」）に区分して、それぞれ別個に調査したため、監査対象機関数は18機関と整理している。

（〔表1〕のとおり）

また、コラボによる商品開発等及び模擬会社による商品販売（以下、「県立学校生徒による商品開発、販売」という。）については、中学校を除く県立学校（51高等学校、1中等教育学校、14特別支援学校）を対象に調査を行い、実施していると回答のあった学校（コラボによる商品開発等については19高等学校、模擬会社による商品販売については4高等学校及び1特別支援学校）を監査対象とした。（〔表

4] (P5～P6) のとおり)

[表1] 生産物の売払業務に係る監査対象機関一覧表 (18機関)

No.	部局名	監査対象機関名	備考	
01	知事部局	産業労働部	工業技術センター	
02			南部高等技術専門校	※
03			北部高等技術専門校	※
04			北部高等技術専門校美作校	
05	農林水産部	耕地課		
06		農林水産総合センター (本所)	※	
07		農林水産総合センター (畜産研究所)	※	
08		農林水産総合センター (森林研究所)		
09		農林水産総合センター (水産研究所)		
10	土木部	後楽園事務所	※	
11	教育委員会	高松農業高等学校	※	
12		興陽高等学校	※	
13		瀬戸南高等学校		
14		井原高等学校		
15		高梁城南高等学校		
16		新見高等学校		
17		真庭高等学校		
18		勝間田高等学校	※	

(注) 備考欄の「※」は現地調査の対象機関 8機関

後楽園事務所は(公財)岡山県郷土文化財団へ収納事務を委任している。

3 監査の実施期間

平成30年12月から平成31年3月まで

4 監査の実施方法

(1) 生産物の売払業務に係る事務

① 書面調査

監査対象機関から調書の提出を受け、書面調査を行った。

② 現地調査

書面調査結果を踏まえ、売払生産物の種類、金額等を考慮して対象機関(8機関)を抽出し、公金の取扱状況等について現地調査を行った。([表1]のとおり)

(2) 県立学校生徒による商品開発、販売

① 書面調査

監査対象機関から調書の提出を受け、書面調査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 生産物の売払業務に係る事務

- ① 生産物の管理は適正か。
- ② 事務処理及び売払形態が適切かつ効率的であるか。
- ③ 売払価格の設定は適切か。
- ④ 売払代金の取扱いは適正に行われているか。
- ⑤ 売払結果としての住民の声を反映した取組を行っているか。

(2) 県立学校生徒による商品開発，販売

- ① 生徒と企業と学校の役割分担は適切か。
- ② 学校の実施部門の責任範囲は適切か。
- ③ 学校の費用負担は適切か。
- ④ 現金の取扱いは適切か。
- ⑤ 適正な会計処理を行うための工夫を行っているか。

第3 生産物売払業務の概要

1 監査対象機関別の主な売払生産物

監査対象機関別の主な売払生産物は，〔表2〕のとおりである。

〔表2〕 監査対象機関別売払生産物一覧表

No.	監査対象機関名	主な売払生産物	
		事業者対象	消費者対象
01	工業技術センター		備前焼
02	南部高等技術専門学校	本立て，キュポラ（铸造設備）部品	バッグ，エプロン，バーベキューコンロ
03	北部高等技術専門学校	CLT材で製作した「ドーナツベンチ」	テーブル，椅子，ペン立て
04	北部高等技術専門学校美術校		焼肉用鉄板，文鎮，ちりとり
05	耕地課	混播牧草，アルファルファ	
06	農林水産総合センター（本所）	米，水稻原種，麦原種	米，黒大豆，桃
07	農林水産総合センター（畜産研究所）	家畜（牛），生乳，家畜（豚）	
08	農林水産総合センター（森林研究所）	少花粉スギの種子，少花粉ヒノキの種子，抵抗性アカマツの種子	
09	農林水産総合センター（水産研究所）	アユ種苗，ガザミ種苗，モクズガニ種苗	

10	後楽園事務所	茶葉, 梅の実, 餅米	梅の枝
11	高松農業高等学校	ジャム (イチゴ, 白桃, キウイ), トマト, 原乳 (牛乳)	ジャム (イチゴ, 白桃, キウイ), 米 (玄米, 白米), 鶏卵
12	興陽高等学校	米, 鶏卵, 野菜	米, 鶏卵, 野菜
13	瀬戸南高等学校	鶏卵, 草花苗, 野菜・野菜苗	鶏卵, シクラメン, 苗物
14	井原高等学校	サルビア, マリーゴールド, ナデシコ	ペチュニア, パンジー キュウリ苗
15	高梁城南高等学校		ヒラタケ, 葉ボタン, パンジー・ビオラ
16	新見高等学校		野菜苗, 野菜, シイタケ
17	真庭高等学校	野菜苗, タマネギ苗, 草花苗	野菜類 (トマト・キャベツ等), 苗類 (花・タマネギ苗・野菜苗), 加工品 (パン・ハム)
18	勝間田高等学校	ビオラ, シロタエギク, サイネリア	肉味噌, 味噌, ジャム

2 監査対象機関別の生産物売払額

生産物売払額（過去3年間）は、〔表3〕のとおりであり、どの機関も年度による増減はさほど大きくない状況である。（耕地課は、笠岡湾干拓地の粗飼料基地の土地について、干拓地内の農畜産業の振興及び活性化を図るため、平成29年度から農業法人等に貸し付けることとしたため、牧草の売払収入は皆減となった。）

〔表3〕 監査対象機関別生産物売払額一覧表

（単位：円）

No.	監査対象機関名	生産物売払額			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比 (%)
01	工業技術センター	247,200	252,700	322,000	127.4
02	南部高等技術専門校	124,700	170,000	110,200	64.8
03	北部高等技術専門校	814,000	648,300	733,500	113.2
04	北部高等技術専門校美作校	130,400	123,100	116,500	94.6
05	耕地課	31,409,664	29,840,260	—	0.0
06	農林水産総合センター (本所)	40,266,834	40,480,999	45,935,047	113.5
07	農林水産総合センター (畜産研究所)	174,931,904	189,434,982	186,660,996	98.5

08	農林水産総合センター (森林研究所)	1,559,413	1,228,943	1,161,867	94.5
09	農林水産総合センター (水産研究所)	8,586,000	8,540,640	8,540,640	100.0
10	後楽園事務所	136,065	172,113	114,600	66.6
11	高松農業高等学校	31,692,020	32,752,076	32,922,991	100.5
12	興陽高等学校	25,878,763	26,370,777	31,423,567	119.2
13	瀬戸南高等学校	27,302,964	23,793,300	25,854,309	108.7
14	井原高等学校	6,835,440	6,513,570	6,556,510	100.7
15	高梁城南高等学校	804,580	733,430	742,510	101.2
16	新見高等学校	10,334,227	9,000,450	10,280,474	114.2
17	真庭高等学校	10,705,764	10,880,350	11,757,987	108.1
18	勝間田高等学校	6,946,550	6,773,575	5,685,313	83.9
	計	378,706,488	387,709,565	368,919,011	95.2
(内訳)					
	農林漁業生産物	253,920,564	259,458,724	233,645,520	90.1
	畜産生産物	104,636,328	112,142,337	116,049,050	103.5
	加工生産物	20,149,596	16,108,504	19,224,441	119.3

第4 県立学校生徒による商品開発、販売の概要

県立学校において、コラボによる商品開発等を実施していると回答した学校は19校（全て高等学校）であった。また、模擬会社による商品販売を実施していると回答した学校は5校（内訳：高等学校4校、特別支援学校1校）であった。

各校の実施概要は〔表4〕のとおりである。

〔表4〕 県立学校生徒による商品開発、販売等の実施概要

区分	県立学校名	実施概要
コ ラ ボ に よ る 商 品 開 発	西大寺高等学校	「笹の葉せんべい」のコラボ商品の開発・販売
	高松農業高等学校	香草の6次産業化，トマトゼリーの商品開発
	興陽高等学校	酒造会社と連携した酒米「雄町米」の栽培，酒造体験
	瀬戸南高等学校	もち米・味噌を材料とした「おかき」の商品開発，販売
	岡山東商業高等学校	「桃太郎トマトたれ」等を開発，東商デパート等で販売
	岡山南高等学校	食用い草粉末を用いた「極畳おかき」を商品開発
	倉敷鷺羽高等学校	児島地区の新たなご当地グルメの考案，レシピ提供
	倉敷商業高等学校	アイデア等で商品化に協力し，倉敷三斎市等で販売実習
	玉島商業高等学校	地元特産品を使った商品のパッケージデザイン等
	津山東高等学校	出汁と地域食材を組み合わせた地産地消レシピの考案
	津山商業高等学校	農商工連携推進団体と連携した特産品の商品開発
	笠岡商業高等学校	ギフト商品の企画，観光プランの企画
	高梁高等学校	「らぶっせ」（地紅茶，米粉を用いたブッセ）の販売

	高梁城南高等学校	高梁市の特産品を用いた観光弁当の開発
	勝山高等学校	開発商品を販売する店舗のデザインの考案
	真庭高等学校	酒造会社と連携した酒米の生産、収穫、清酒の製造実習
	和気閑谷高等学校	藤の花等を使用した化粧品の商品開発、販売
	矢掛高等学校	地域の名産品を利用したオリジナル商品の開発
	勝間田高等学校	ドラゴンフルーツを使用したジャムの開発
模商 擬品 会販 社売	高松農業高等学校	トマトゼリーの商品開発、カフェ店の不定期実践(校内)
	瀬戸南高等学校	栽培した草花を利用した加工品の製造・販売
	岡山東商業高等学校	仕入れから販売までを体験する「東商デパート」を実施
	倉敷鷺羽高等学校	「たこピン」(タコの揚げ物)などの商品開発・販売
	誕生寺支援学校	JR弓削駅に「アンテナショップ」を開設し、販売実習

第5 監査の結果及び意見

I 生産物売払業務

1 現金の取扱いについて

規則第51条の規定に基づき、出納員又は収納出納員が収入金の納付を受けたときには、公金領収書を発行して収入金を収納する。また、規則第53条及び要綱第53条関係の規定に基づき、収納出納員が収入金を収納したときは、公金領収書の副本に現金を添えて、収納した日、又は出納員の承認を受けたときはその翌日(翌日が休日のときはその翌日)までに出納員に引き継がなければならない。(ただし、出納員に引き継ぐことが困難なときは、収納出納員は、直接、最寄りの指定金融機関等に払い込むことができる。この場合、収納出納員は、速やかに公金領収書副本を出納員に提出(郵送も可)しなければならない。)

平成29年度に発生した生産物売払収入に係る現金亡失事案においては、収納出納員が収納した日に出納員への引継ぎが可能であったにも関わらず、最大7日間引継ぎを行っていなかったこと、また、収納した現金の保管に関しては、盗難防止のための必要な措置を講じて適切に保管すべきところ、これを怠ったことが、当該亡失事案の発生につながったものと判断された。

このため、生産物の売払いに係る収入金を指定金融機関等へ払い込むまでの保管状況や収納出納員から出納員への収入金の引継状況を含む現金の取扱状況について、調査を実施した。

(1) 売上代金の収入方法

収入金は、規則第41条で前納が原則とされ、納入の通知は、規則第46条第1項により、納入通知書の送付によるものとされているが、同項ただし書の規定により、納入通知書によらない納付の通知方法として口頭による納入の通知が認められており、前納とされているもので、かつ即納させる場合、納入通知書を発行するいとまがない収入金については、納入義務者に対して納入すべき金額その他納入に関し必要な事項を口頭で通知し、直ちに現金により出納員等が領収することが可能である。(口頭、掲示による納入通知の範囲について(昭和43年3月25日

第77号総務部長，出納長通知)

調査対象18機関の収入方法は、「納入通知書の送付のみ」5機関，「納入通知書の送付と公金領収票（規則第51条様式第27号。以下，同様）による受領の両方」11機関，「公金領収票による受領のみ」2機関となっている。（〔表5〕のとおり）

「納入通知書の送付のみ」の5機関は，売払先が「事業者等のみ」である4機関（耕地課，農林水産総合センター（畜産研究所），同（森林研究所），同（水産研究所））と収納事務を委託している1機関（後楽園事務所）である。

「納入通知書の送付と公金領収票による受領の両方」とする11機関においては，農業協同組合等の事業者に対しては納入通知書を送付し，イベント開催時等の消費者への売払いには公金領収票を用いるという使い分けがなされている。

また，売払先が消費者のみである2機関（北部高等技術専門校美作校，高梁城南高等学校）は，「公金領収票による受領のみ」となっている。

このように，予め契約書を交わして取引を行う事業者等に対しては納入通知書の送付を行い，イベント等での消費者への売払いなど納入通知書を発行するいとまがない取引に際しては公金領収票を用いるという使い分けは，取引実態を踏まえた上で，財務規則に則して適切に取り扱っているものと認められる。

〔表5〕売払代金の収入方法

区 分	機関数	平成29年度売払額（千円）
①納入通知書の送付のみ	5	196,478
②納入通知書の送付と公金領収票による受領の両方	11	171,582
③公金領収票による受領のみ	2	859

(2) 公金領収票による収入金の受領者及び領収書

出納員等が公金領収票で受領している13機関では，出納員のみが受領している機関が3機関，出納員と収納出納員の両方が受領している機関が2機関，収納出納員のみが受領している機関が8機関であった。（〔表6〕のとおり）

なお，県立学校では，学校や地域のイベントで農産物等を消費者に販売しているため，全8機関で，収納出納員（2人～23人）を設置している。

〔表6〕売払代金の収入方法

区 分	機関数	機関名
①出納員のみが受領	3	工業技術センター，北部高等技術専門校，北部高等技術専門校美作校
②出納員と収納出納員の両方が受領	2	高松農業高等学校，瀬戸南高等学校
③収納出納員のみが受領	8	南部高等技術専門校，農林水産総合センター（本所），興陽高等学校，井原高等学校，高梁城南高等学校，新見高等学校，真庭高

等学校，勝間田高等学校

(注) 下線は，レジスター方式による公金領収票様式を用いている機関。

公金領収票については，生産物等を不特定多数の人へ販売する場合，事務処理の効率化を図るため，要綱第51条関係により知事の承認を得て，別の様式によることができるが，農林水産総合センター（本所），南部高等技術専門校，北部高等技術専門校及び県立高校8校の計11機関において，知事の承認を得て別様式を使用している。

そのうち，農林水産総合センター（本所），興陽高等学校，瀬戸南高等学校，井原高等学校の4機関では，レジスター方式の様式を使用している。

レジスター方式を用いている4機関のうち2機関（農林水産総合センター（本所），興陽高等学校）を対象にレジスターの使用状況等について，現地調査を実施した。

・農林水産総合センター（本所）

米，水稻原種，麦原種，黒大豆などを主な売払生産物として取り扱っており，平成29年度の生産物売払額は45,935千円となっている。うち約4割がレジスター方式によるものである。現在はバーコードシステムを用いないレジスターを使用しているが，夏の桃のシーズンなどには大量販売があることから，新たにバーコードシステムの導入も検討しているとのことであった。

・興陽高等学校

米，鶏卵，野菜などを主たる生産売払物として取り扱っており，平成29年度の生産物売払額は31,424千円となっている。うち約7割がレジスター方式によるものである。レジスターとバーコードを併用することで，出荷と売上を一致させることができ，間違いが少なく，手間も省けている。ただし，持ち運びは不便で，電源の確保も必要なため，使用場所に制約があるとのことであった。

また，レジスターを保有しているものの，使用していなかった2機関（勝間田高等学校，高松農業高等学校）からレジスターの使用に係る意向を現地調査した。勝間田高等学校では，レジスターは以前から導入されていたものの，使い方が難しく，これまでは使われていなかったが，基本的な機能のみを活用して，平成30年度から使用するようにした。高松農業高等学校では，レジスターは以前から導入されているが，行商のような販売方法が多いため，電源の必要なレジスターは持ち歩けないことから，使用していない。

(3) 収納出納員から出納員への収入金の引継ぎ及び夜間，休日の現金保管

収納出納員による領収実績がある10機関のうち，9機関は収入金を全て出納員へ引き継いでいる。1機関が，通常は，出納員に引き継ぐが，出納員の出張，休暇等により引き継げない場合に限っては，直接，指定金融機関へ払い込むこともあるという状況であった。

10機関のうち，5機関（南部高等技術専門校，農林水産総合センター（本所），

高松農業高等学校，興陽高等学校，勝間田高等学校）を対象に，現地調査を実施したところ，収納出納員から出納員への引継ぎは，いずれも原則として収納した日に実施されていることが認められた。例外的に，午後遅くまで売払いがあつて出納員へ引継ぎができない場合に，出納員の承認を得て，経理員に金額を確認してもらった上で，事務室内の金庫へ保管してもらい，翌日，出納員に引き継いでいる事案もあった。なお，引継ぎを受けた出納員は，収納した現金を収納した日の翌日までに指定金融機関等へ払い込んでいることが認められた。

夜間，休日の現金保管については，出納員等が公金領収票で受領している13機関の全てが金庫において保管していると回答した。この13機関のうち6機関（南部高等技術専門校，北部高等技術専門校，農林水産総合センター（本所），高松農業高等学校，興陽高等学校，勝間田高等学校）を対象に，現地調査を実施したところ，いずれの機関においても，夜間機械警備対象の建物内の施錠された事務室内において，施錠された据え置き型の金庫内に保管されており，盗難等を防止するための管理が徹底されていることが認められた。

(4) 管理運営委託先の現金の取扱い

後楽園の管理運営委託先である（公財）岡山県郷土文化財団における現金の取扱いについて，県後楽園事務所を対象に現地調査を実施したところ，委託業務処理要領において，「生産物売払を含む収入金は，帳簿に記録整理した上で，速やかに，金融機関へ預金するなど適正に保管すること」とされており，同要領のとおり処理されていることが認められた。また，金融機関等の休日，夜間は，機械警備の対象の施錠された建物内に設置した同財団の金庫で保管されているとのことであった。

○ 監査の意見

試験・研究や実習等で生産された生産物の売払収入は，平成29年度で約3億7千万円と，県の貴重な収入となっており，また，直接，現金を領収する機会が多いため，その取扱いのリスクを可能な限り低減させる必要がある。

各機関とも，現金の取扱いについては，細心の注意を払っている状況が認められたところであるが，生産物売払収入に係る現金亡失事案が発生しないよう，全ての機関において，今後も現金の適切な管理体制の維持・継続に努められたい。

管理運営委託先が生産物の売払業務に係る現金を取り扱う場合においては，委託業務仕様書等に基づいた事務処理が適切に行われるよう引き続き厳正に監督されたい。

なお，レジスターは，操作方法の周知，運搬，電源確保等の課題はあるものの，生産物を不特定多数に販売する場合，正確性，迅速性の面で優れ，事務処理の効率化を図る上で有効な機器であると思料されることから，イベント等での活用について検討されたい。

2 生産物の価格決定について

県の機関において、公的な活動によって生産された生産物は、売り払う際にも公正妥当な対価を得て行うことが要請されることから、価格決定に至る意思決定過程の妥当性について、確認を行うこととした。

このため、「収入に係る年度計画及び収入目標額の設定」、「価格の決定手続」、「価格の根拠」及び「算定した単価の変更」という4点について、計画性、客観性及び透明性の観点から、価格決定が適切に行われているか、検証を行った。

(1) 収入に係る年度計画及び収入目標額の設定

年度計画を策定している機関は14機関である。年度計画を策定していない機関は4機関あるが、全ての機関において収入額の見込みが立てられている。〔表7〕のとおり

〔表7〕 年度計画及び目標額の設定

区 分	機関数
①収入に係る年度計画を策定している。	14
・年度の収入目標額を設定している。	(13)
・年に3～4回、年度計画の時点修正を実施。	(1)
②収入に係る年度計画は策定していない。	4
・予算編成時に前年度までの実績や在庫状況から収入を見込む。	(1)
・前年度を参考にしている。	(1)
・原材料費を賄うため、相当額に応じた収入額を達成すること。	(1)
・植栽管理の副産物として見込んでいる。	(1)

(注) 表中、機関数の()は各区分ごとの機関数の内数である。(以下、同様)

監査対象機関18機関の全てにおいて、収入に係る年度計画又は収入見込額を設定しており、いずれの機関においても、計画的ないしは安定的な収入確保を念頭に置いて、計画的に業務を遂行しているものと認められた。

(2) 価格決定手続（要領等の策定及び価格設定委員会の設置・諮問）

価格決定手続を定めた要領等を策定している機関は、高等技術専門校3機関、高等学校8機関の計11機関あり、いずれも価格設定委員会を設置し、価格設定を行っている。価格決定手続を定めた要領等を策定していない機関は7機関であった。〔表8〕のとおり

〔表8〕 要領等の策定及び委員会の設置・諮問

区 分	機関数
①価格決定手続を定めた要領等を策定している。	11
・価格決定委員会を設置し、諮っている	(11)
②価格決定手続等を定めた要領等を策定していない。	7
・価格設定委員会の定めた価格の設定原則に従う。	(1)

・市場価格を基準とし、輸入飼料や品質等を勘案	(1)
・生産経費の積み上げにより当該年度毎に価格決定	(1)
・樹種別売払単価積算表により算出	(1)
・家畜は競り売り，生乳は統一単価による。	(1)
・在庫品のみで，基本的に毎年同じ単価	(1)
・過去の売却単価等を参考に年度ごとに伺い定め	(1)

価格決定手続を定めた要領等を策定していると回答のあった11機関のうち2機関（南部高等技術専門校，北部高等技術専門校）を対象に，要領等の策定状況及び同要領等に基づく事務の執行状況に係る現地調査を実施した。

両機関とも，岡山県訓令として定められた「岡山県立職業能力開発校職業訓練製作品等取扱規程」及び「訓練生の製作品等の譲渡金額等決定要領」に規定された手順に則して，生産物の内容決定から価格決定までの手続を行っているが，価格決定に際しては，同要領に定められた「市価×出来ばえ率×消費税±調整額＝譲渡金額」という算式に基づいて積算している。「市価」については「所在地または近傍における製作品と同一規格の物品の市場販売価格のうち，比較的低廉であると認められるものの価格」と規定されており，どの金額を採択するかは，担当教員の意見を聞きながら価格設定委員会で決定（書面決議）している。「出来ばえ率」については同要領において4区分が設けられており，どの区分を用いるか，また，率をいくりにするかは，「市価」と同様に担当教員の意見を聞きながら価格設定委員会で決定（書面決議）している。

現地調査を行った2機関においては，県訓令に定めたルールに則して生産物の価格決定手続が行われており，客観性及び透明性が担保されているものと認められた。

また，両機関を含め，価格決定手続を定めた要領等を策定している11機関は全て価格設定委員会を設置しており，要領には基づかないものの委員会で価格設定の原則を定めている1機関と，せり売り等によっている1機関を含めた13機関においては，複数の視点から価格の妥当性を高めるよう配慮がなされているものと認められた。なお，他の5機関においても，市場価格や原材料費の積み上げなどに基づいた価格決定の手続がなされているものと認められた。

(3) 価格の根拠

価格を決定する根拠としては，14機関が「市場価格」を参照して算定しており，生産物の種類としては，野菜，果樹，鶏卵などが対象となっている。また，8機関が「原材料費」等の費用をもとに算定しており，ジャム，カステラ，肉味噌などの加工品が対象となっている。なお，7機関が「過去の売却単価や売却状況」等を参照して算定しており，茶葉，梅の実，餅米などが対象になっている。（〔表9〕のとおり）

〔表9〕 価格の根拠

(複数回答)

区 分	機関数	主な生産物の種類
①市場価格（近隣の商店等の販売価格，卸売市場価格等）を参照して算定している。	14	野菜，果樹，鶏卵
②原材料費（材料購入費等）等の費用をもとに算定している。	8	ジャム，カステラ，肉味噌
③過去の売却単価，売却状況等を参照して算定している。	7	茶葉，梅の実，餅米
④生産物受入時には，既に，材料費，市場価格とのバランス，生産物のグレード等を勘案した価格が設定されていたもの。基本的には，毎年同じ単価。売り払いを促進するため，生産物の品位を損ねない程度に価格改定を行うことも検討。	1	備前焼
⑤訓練生の製作品等の譲渡金額等決定要領により算定している。	1	バッグ，エプロン，バーベキューコンロ
⑥出来映えを考慮している。	1	焼肉用鉄板，文鎮，ちりとり
⑦市場価格を基準とし，輸入飼料の市況や品質等を勘案しながら算定していた。	1	混播牧草，アルファルファ
⑧家畜は市場における競り，生乳は全国で統一された価格	1	家畜（牛），生乳，家畜（豚）
⑨県内他校の販売価格を参考にしている。	1	米，鶏卵，野菜

価格の決定に当たり，市場価格（近隣の商店等の販売価格，卸売市場価格等）を参照して単価を算定していると回答した14機関のうち3機関（高松農業高等学校，興陽高等学校，勝間田高等学校）を対象に市場価格を参照した単価の算定方法について現地調査を実施した。

・高松農業高等学校

野菜や果樹について，近隣の農協店舗の一角に当校の生産品コーナーを設けてもらっており，その商店における一般の単価を参照している。プロが生産したものではないことから，他事業者の生産した商品よりも若干安い単価で販売している。なお，当校が消費者へ直接販売するのではなく，当校から商店が仕入れて，商店が消費者へ販売するという方式である。

・興陽高等学校

中央卸売市場の価格を参考にしている。他に地元新聞や農業新聞からも情報を入手している。

・勝間田高等学校

花や野菜について，近隣の商店の単価を参照している。出来映えや大きさなどの要素を加えて単価設定している。

現地調査を実施した3機関とも、市場価格の動向に留意して、客観性のある価格での販売を指向していると認められた。

また、原材料費の積み上げを根拠としている8機関は、高等技術専門校1機関、高等学校5機関、研究所2機関であり、高等技術専門校及び高等学校においては製造実習による生産物を販売するもの、また、研究所においては計画生産した種苗等を販売するものであった。

なお、その他の機関では、過去の売却単価、売却状況等を参照して算定（森林研究所）、競り売り等（畜産研究所）、備前陶芸センターにおいて市場価格等を勘案して決定した価格を引き継いだもの（工業技術センター）であり、いずれも生産物に応じた妥当な根拠により単価が決定されている。

(参考)

・家畜の競り

岡山県子牛公正取引条例（昭和23年岡山県条例第69号）において、「競り売りに掛けたものでなければ、これを売買し、又は交換することができない。」と定められており、原則として、競り売り以外の方法での子牛の売買又は交換は禁じられている。岡山県の子牛市場は、真庭市の総合家畜市場において、年9回開設されており、子牛の市場への出荷・販売を例にとると、成牛への種付け、妊娠鑑定、放牧／舎飼、分娩を経て出産された子牛について、哺育期（0～3か月）、育成期（4～8か月）を経て、子牛市場へ出荷することになる。同市場への上場に際しては、予め、直近の子牛市場成績に基づくキロ単価と体重に基づいて売却予定価格を積算し、子牛の処分に係る決裁を得た上で、上場している。競りは、競り人が上場された子牛の体重等を説明した後、売買参加人が机に設置されたボタンを押して金額を競うことにより行われる。最高額までボタンを押し続けた者が競り落とすことになる。競争による価格決定という面から見ると極めて透明性の高い制度である。

・生乳の統一価格

生乳の販売は、酪農家（農林水産総合センター（畜産研究所））→酪農協（おかやま酪農業協同組合）→指定団体（中国生乳販売協業協同組合連合会）→乳業会社→卸・小売→消費者という経路で行われる。指定団体と各乳業会社との価格交渉は、個々の乳業会社ごとに行われるため、価格は不統一であるが、指定団体において、プール方式により調整を行い、月ごとの統一単価が定められる。酪農協経由で酪農家へ統一単価がフィードバックされ、その際、酪農家ごとに乳脂肪率等の品質を踏まえて、単価の加減が行われる。農林水産総合センター（畜産研究所）は、酪農協との間で牛乳販売に係る委託契約を締結し、集乳を委託するとともに、販売手数料を支払っている。センターは乳業各社と個別に価格交渉する必要がなく、酪農協経由で提示される統一単価での取引となるため、事務処理上の負担は大幅に軽減されている。

(4) 算定した価格の変更

算定した価格の変更についての考え方は、〔表10〕のとおりである。

〔表10〕 価格変更についての考え方

(複数回答)

区 分	機関数	主な生産物の種類
①売払いの都度、単価を算定している。	7	野菜，果樹，林木種子，魚類種苗
②毎月1度、単価を算定している。	2	野菜，草花
③四半期ごとに単価を見直している。	1	鶏卵
④年度に1回、単価を算定しているが、市場価格の変動を反映して機械的に変更するルールを設けている。	1	鶏卵
⑤年度に1回、単価を算定しているが、市場価格が大幅に変動した場合には、所定の手続きを経て、変更している。	4	加工品(パン，ハム)
⑥年度に1回、単価を算定しており、変更は行っていない。	7	加工品(ジャム，カステラ，肉味噌)
⑦家畜は市場における競り、生乳は全国で統一された価格	1	家畜(牛)，生乳，家畜(豚)

年度に1回、単価を算定しているが、市場価格が変動した場合に、所定の手続きを経て変更していると回答のあった5機関(上の表の④、⑤)のうち2機関(高松農業高等学校、勝間田高等学校)を対象に現地調査を実施した。

・高松農業高等学校

野菜や果樹は出荷する時期の市場価格に連動させて単価を変更する。ジャムやカステラなどは市場価格も参照するが、主に原価計算を行って価格を決定している。鶏卵は市況(地元新聞の地方経済欄の市況)を参照しており、変動があれば連動させて変更する。(月に2回程度)

・勝間田高等学校

加工品関係は原価計算を行って価格を算定しているが、野菜などは時期によって市場価格(近隣の商店の店頭価格)が変動するので、それに合わせて変更している。(高校で当初決定した価格に約3割程度の変動があった場合に不定期に変更している。)

現地調査を行った2機関とも、生産物の種類に応じた単価設定が行われており、市場価格を踏まえた価格決定を行う生産物に関しては、市場価格の変動に合わせて価格の変更を行っていることが認められた。

書面調査の結果からも、価格が原材料費に基づき決定されるジャム、カステラ、肉味噌などの加工品においては、価格の変更が行われない傾向にあるが、市場価

格を参照して価格を算定しているもので、年間、複数回販売されている生産物については、市場価格を反映させ、適切に価格変更しているものと認められた。

○ 監査の意見

生産物の価格決定に関し、「収入に係る年度計画及び収入目標額の設定」、「価格の決定手続」、「価格の根拠」及び「算定した価格の変更」という4点について、計画性、客観性及び透明性の観点から検証を行ったところ、いずれも、各機関固有の事情を踏まえて、原材料費等の積み上げ、市場価格の反映等の根拠に基づき、定められた手続に則って、適切な業務執行が行われているものと認められた。各機関においては、引き続き、他機関の取扱いも参考としながら、一層公正妥当な価格となるよう努められたい。

3 生産物や原材料の管理について

生産物の売却処分に至る原材料の調達、生産物の生産及び生産物や原材料の管理・保管等の業務が行われるが、これら一連の業務が生産目的に沿って、計画的、経済的、安全に行われることが必要であることから、「生産」、「保管」、「処分」の3つのプロセスについて、執行状況を検証した。

(1) 生産

「生産」のプロセスに関して、「生産の主な目的及び生産計画等」、「生産数量の決定方法」、「原材料の調達方法」、「生産物、原材料の数量管理」の4点を調査した。

① 生産の主な目的及び生産計画等

生産の主な目的は、〔表11〕のとおりである。また、生産計画、年間収支見通しの策定状況は、〔表12〕のとおりである。なお、18機関のうち1機関は生産は終了し売払いのみを行っており、生産計画又は年間収支見通しを策定していないとした2機関は、いずれも年間の生産物売払額が80万円未満の小規模な機関であった。

〔表11〕 生産の主な目的

(複数回答)

区 分	機関数
①実習授業を通して生徒等が生産技術を修得するため	11
②試験研究のため	6
③その他	6
・ 地域の方々への職業訓練生の成果披露，理解の促進	(1)
・ 笠岡湾干拓地及び周辺地域の畜産農家への粗飼料供給	(1)
・ 優良な林業種苗の供給確保，適正な流通維持，造林の促進	(1)
・ 漁業基本計画に基づく種苗放流，内水面漁業の振興	(1)
・ 庭園の景観を保つための植栽の副産物として生産	(1)

・販売実習等を通じた地域を担う産業人としての意識の育成	(1)
-----------------------------	-----

[表12] 生産計画又は年間収支見通し

区 分	機関数
①策定している。	15
②策定していない。	2
・訓練生の習得技量の程度に差があり、生産計画の策定は困難	(1)
・庭園の景観のための植栽の副産物として生産されているため	(1)

② 生産数量の決定方法

生産数量の決定方法は、[表13] のとおりである。

[表13] 生産数量の決定方法

(複数回答)

区 分	機関数	生産物の種類
①過去の販売実績	12	ナス, 桃, ブドウ, ナシ, キャベツ, 白菜, イチゴ
②過去の生産実績	11	ナス, 桃, ブドウ, ナシ, キャベツ, 白菜, イチゴ
③生徒等の技量, 施設, 設備機器の制約等の生産能力	11	ペン立て, 小抽斗, 花台, 額縁, ベンチ, 椅子, 机
④購入者を対象としたアンケート等の結果	1	米, 鶏卵, 野菜
⑤他県・他校の先進事例	1	米, 鶏卵, 野菜
⑥その他	6	—
・試験研究計画・原種事業計画	(2)	米, 黒大豆, 家畜
・訓練生がどういうものをつくりたいか等に依存	(1)	木工製品
・岡山県山林種苗需給調整会議の協議による。	(1)	少花粉スギの種子
・基本計画の種苗放流計画及び委員会の定めた計画による。	(1)	アユ種苗, ガザミ種苗
・岡山後楽園保存管理計画に基づき, 植栽・植生を決定	(1)	茶葉, 梅の実, 餅米

③ 原材料の調達方法

原材料の調達方法は、[表14] のとおりである。

[表14] 原材料の調達方法

(複数回答)

区 分	機関数
①生産計画に基づいて計画的に購入している。	12
②必要が生じた都度購入している。	7

③事務所（学校等）で生産した原材料（農産物等）を使用している。	6
④その他	3
・生産や管理の委託先が購入している。	(2)
・試験の実施により生産された物が原材料となる。	(1)

④ 生産物，原材料の数量管理

生産物，原材料の数量の管理は規則及び岡山県物品関係事務取扱要項に定める帳簿等に基づいて行うこととされているが，これを補完するための帳簿等の使用状況については，〔表15〕のとおりである。

〔表15〕 生産物，原材料の数量管理

（内訳は複数回答）

区 分	機関数
①教育庁などの関係機関が策定した要領等に基づく帳簿等を使用している。	11
②所属独自に策定した要領等に基づく帳簿等を使用している。	2
③その他	3
後楽園の管理運営委託先が，業務の中で生産数量を管理	(1)
定期的な米の在庫確認のために米在庫確認表を作成している。	(1)
ホワイトボードを利用して数量管理している。	(1)

生産に関しては，生産の主な目的である教育，訓練，研究などについて，監査対象の18機関のうち15機関が生産計画又は年間収支見通しを立てており，計画的に生産活動を実施し，生産の目的が達成されていることが認められた。

生産物の種別，数量の決定に当たっては，「販売実績」，「生産実績」，「生産能力」の3つが主要な決定要因となっており，生産数量と使用・販売数量の均衡を図る堅実な運用がなされている。

原材料の調達方法についても，必要量の購入となるよう配慮されており，購入に関して，農場会議において定期的に収支状況について関係職員間の情報共有を図り，部門間での原材料や資材の重複購入を避け，無駄な支出を抑制している事例があった。

生産物，原材料等の数量管理については，規則等で定める生産品・製作品出納簿や原材料出納簿などの様式のほかに，知事の承認を得て，教育庁などの関係機関が定めた様式が使用される事例があり，適切に対応がなされていると認められた。

また，エクセルによるPOSシステムを販売管理に使用している機関において，レジスターで出力されたものを手で入力して，在庫管理に使用している事例があった。

(2) 保管

「生産物又は原材料の保管場所」及び「保管場所の施錠」の2点について，検

証を行った。

① 保管場所

生産物又は原材料の保管は、倉庫、実習場、空教室、乾燥収納庫、ライスセンター、種子庫、畜舎、冷蔵冷凍室、作物実習室、ビニールハウス、加工室、管理室など屋内の施設のほか、生乳専用冷蔵庫、種子保存用冷凍庫、水槽、冷凍庫、冷蔵庫、ショーケースなど屋内の設備において、各機関の実情に応じて、保管されている。

② 施錠等

保管場所の機械警備又は施錠の状況は、〔表16〕のとおりである。

〔表16〕 保管場所の施錠 (複数回答)

区 分	機関数
①機械警備対象の建物内で管理している。	7
②機械警備対象外の建物内で施錠管理している。	12
③その他	6
・倉庫、ショーケースのカギについては、機械警備対象の建物内で管理	(1)
・家畜飼育ゾーンについてはフェンスで隔離、牛乳処理室は施錠管理	(1)
・閉園時には、門を施錠している。	(1)
・平成31年度から米保管庫2室について、機械警備対象とするよう検討中。	(1)
・作物収納調整実習室と加工室は警備対象。その他は機械警備対象外の建物内で施錠管理している。	(1)
・加工用木材は学校敷地内に保管し、校門を施錠管理している。	(1)
④施錠していない。(原乳)	1

保管については、各機関の実情に応じて適切な管理が行われている。なお、施錠していないと回答のあった原乳については、搾乳を依頼している事業者が搾乳後直ちに搬出を行っている。

(3) 処分

① 売却以外の処分方法

売却以外の処分方法は、〔表17〕のとおりである。

〔表17〕 売却以外の処分方法 (複数回答)

区 分	機関数
①教材用	8
②試験研究用	7

③加工用	4
④飼料用	3
⑤種子用	3
⑥その他	5
・記念品や副賞などとして県事業で活用する場合は、無償譲渡	(1)
・使用、販売に耐えない未熟な製作品は廃棄	(1)
・廃棄（農薬関係試験分）	(1)
・他県との種苗交換用、生産余剰分は海、川へ直接放流	(1)
・地元小学校の田植え体験時に生産物の一部を学校に無償譲渡	(1)
⑦売払いのみ	5

○ 監査の意見

生産に関しては、各機関の生産目的に沿って、過去の生産・販売実績等も踏まえ、生産物の種別、数量が堅実に決定されるとともに、必要量に基づいた原材料の調達により、計画的に生産活動が行われ、数量管理にも独自の工夫が見られるなど、適切に処理されていると認められた。また、保管に関しても各機関の個別の事情に即した施設等により、適切な管理がなされているものと認められた。売払い以外にも教材用や試験研究用など多様な用途に活用されていることが認められた。引き続き、効率的な生産に努めるとともに、生産物や原材料の保管を行う機関においては、生産品や原材料の盗難等のリスクを低減させるよう、今後も管理体制の維持・継続に努められたい。

4 売却方法や販路開拓について

売却の方法については、法規性の観点及び、競争性を確保することにより、さらに有利な売却条件が得られないか、また、販路開拓については、生産物の売払先が継続的かつ安定的に、さらには、発展的に確保できるような販路確保の取組がなされているかという観点から検証を行った。

(1) 売払方法等

① 事業者等への売払い

18機関中、14機関が事業者等への売払いを特命随意契約で行っており、うち2機関では、2人以上の者から見積書を徴して行う随意契約（以下、「競争随意契約」という。）を併用しており、売払先は〔表18〕のとおりである。

〔表18〕 売払先等

(複数回答)

区 分	機関数	備考
①小売事業者	2	
②卸売事業者	3	
③その他の民間事業者	4	<競> 2
④農業協同組合等の法人	11	

⑤市町村等の地方公共団体	3	
⑥その他	3	
内訳（要約）	—	
・H29年度に（一社）日本CLT協会に随意契約により販売した。同協会はCLT材の普及啓発のために購入したもので、現在は農林水産省で展示している。	(1)	
・加工業者（酒造会社、茶葉生産組合、ジャム加工会社など）	(1)	
・地元小中学校・保育園・幼稚園	(1)	

※＜競＞は、競争随意契約…くず米の売払い

事業者等への売払いを行った14機関のうち、7機関を対象に現地調査を実施した。

このうち、農林水産総合センター（本所）及び興陽高等学校においては、くず米について、見積書を2者以上から徴し、競争随意契約を行っている。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第1号（以下、「施行令第1号」という。）「普通地方公共団体の規則で定める額（50万円）を超えないものをするとき」を適用。）

また、農林水産総合センター（本所）では、主食用米を地元農業協同組合（以下、「農協」という。）を通して、市場価格で販売してもらう契約を、年度当初に締結しており、特命随意契約の理由は、試験栽培する100種を超える作物について、センターで保管場所を確保する等の必要のない随時引取り及び検査から販売まで一貫して行うことによる経費削減のメリット、さらには、センターの水利や営農指導等への協力への配慮の必要性などを総合的に勘案している。（施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用。）なお、売払いによるセンターの収入は、周辺農家と同条件で、市場価格を適正に反映したものとなっている。

他の5機関のうち4機関においては、生産物の売払いの予定価格が10万円未満であり、施行令第1号及び要綱第151条関係第1項（1）ア「予定価格が10万円未満であるとき。」に該当することから、特命随意契約を行っている。

残りの1機関については、事業者からの受注により売払いを行っているものであった。（施行令第167条の2第1項第2号適用）

② 消費者への売払い

消費者への売払いは18機関中14機関で行われており、イベント等の開催時などに売り払っている。（〔表19〕のとおり）

うち10機関では、自校の生徒の保護者、自校の教職員等も対象としている。

〔表19〕 消費者への売払方法 (複数回答)

区 分	機関数
-----	-----

① イベント等の開催時に売り払っている。	13
・ 事業所（学校等）のイベント（学校祭等）	(13)
・ 地域のイベント（地産地消マルシェなどの農業祭り，夏祭り等）	(8)
・ 地域の販売所（農産物直販所，小売店等）	(5)
・ 市役所等の官公庁での販売実習	(1)
② 購入希望者の来訪時に随時売り払っている。	8
③ 事業所（学校等）内で定期的に売り払っている。	7

消費者への売払いについては、いずれも施行令第1号に該当し、随意契約を行っており、要綱第151条関係第1項（2）オ「生産品を売り払う場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき」に該当するため、見積書は徴さず、売払いを行っている。

③ 売れ残った生産物の処分方法

売れ残った生産物の処分方法は、〔表20〕のとおりである。

〔表20〕 売れ残った生産物の処分方法 (複数回答)

区 分	機関数
① 事業関係者（職員，教員，生徒，生徒の家族等）が有償購入している。	7
② 翌年度へ繰り越している。	7
③ 売れ残ることはない。	6
④ 他用途へ転用している。（草花を校内美化用に，肉を肉味噌用に）	2
⑤ 廃棄している。（草花の苗）	1

売れ残った生産物については、職員，教員，生徒，生徒の家族等の有償購入，翌年度への繰り越し，他用途転用等により活用が図られていたが，他に，売れ残った草花の苗について廃棄が1例あった。

(2) 販売促進・PR

販売促進・PR方法は、〔表21〕のとおりである。

〔表21〕 販売促進・PR (複数回答)

区 分	機関数
① 事業所ホームページ，案内板等を活用して情報発信している。	9
② 地元の広報紙，回覧板等を活用して情報発信している。	4
③ 新たなイベント情報を入手し，新規に参加している。	2
④ センター内の案内看板のみで表示	1
⑤ 美作校の技能祭（即売会）に出品	1
⑥ 新聞への折込広告の実施	1

⑦生産者の販売イベントに定期的に参加し、販売実習を実施	1
⑧シクラメン祭などのイベントで、横断幕や新聞折込広告	1
⑨近隣の学校等への注文FAXの送信	1
⑩実施していない。(米、家畜・生乳、種子、種苗)	5

販売促進・PR方法について現地調査を行った機関の状況は、次のとおりであった。

・南部高等技術専門学校

県立工業高校からの依頼を受け、キュポラ（鑄造設備）部品を製作するなど、各種関係団体との連携には配慮している。製作活動は訓練の一環であり、訓練生に機械を触らせてみることを重要視している。

・北部高等技術専門学校

訓練生作品展販売会（ものづくり in 津山）の開催に当たり、地元町内会を巡回して回覧板による周知を依頼している。

・勝間田高等学校

学校や町役場から注文を受けて生産・販売を行うことがある。生徒も他校に行き交流体験を行うことはよい経験になる。勝央町の広報紙に当校のコーナーを設けてもらっており、文化祭の開催時には広報チラシも入れてもらっている。また、イベント開催時には町の無線で告知放送を流してもらっている。他に津山ケーブルテレビも告知放送をしてくれている。

各機関とも、自校の生徒の保護者や教職員、他の学校、町内会、行政等の様々な広報チャンネルを確保し、PR活動を展開しているものと見受けられた。

(3) 購入者のニーズ把握・活用

① 意見把握方法

消費者等の意見把握方法は、〔表22〕のとおりである。

〔表22〕消費者等の意見把握方法

(複数回答)

区 分	機関数
①生産物の売払結果（品目、数量、金額等）を整理して分析している。	10
②関係者（地域住民等）を対象に要望等のアンケート調査を実施している。	3
③生産品売却時に購入者を対象に意見、感想等のアンケート調査を実施している。	2
④その他	2
・売払時に意見を聞いている。	(1)
・売却相手方等、漁業関係者との協議による。	(1)

② 活用方法

売払結果や消費者等の意見の活用方法は、〔表23〕のとおりである。

〔表23〕 活用方法		(複数回答)
区 分		機関数
①次期生産計画の策定等に活用している。		9
・次年度の品種や生産数の増減を行っている。		(1)
・等級が低下した場合などは、原因を探り、生産計画に反映		(1)
・漁業関係者、市町等の意見を聞いて、次期生産計画に反映		(1)
・生産技術習得のため、生産品の計画の増減に活用している。		(1)
・生産物の種類や量、作型調整		(1)
・販売状況により生産品の調整を行っている。		(1)
・次期の栽培品種の決定や生産数量の検討に活用		(1)
・生産物・加工品の生産量を調整している。		(1)
・需要に応じて生産品目を変更する。		(1)
②生徒の教育に活用している。		7
・アンケート意見結果の傾聴		(1)
・課題研究等で、どのような生産品が消費者に求められているのかを考えさせ、新商品の開発などに役立てている。		(1)
・消費者のニーズを販売を通して掴んでいる。		(1)
・課題研究やプロジェクト学習において作目を決定している。		(1)
・消費者を意識した栽培や加工の大切さを考えたり、消費者のニーズに対応した商品開発を考える教材としている。		(1)
・生徒の接客やコミュニケーションの練習		(1)
・需要の変動やその理由などを考えさせる。改善点の検討		(1)
③試験研究に活用している。		3
・実験農場での生産にフィードバックしている。		(1)
・材料の分量割合を変えるとといった商品の改良に反映させている。		(1)
・課題研究やプロジェクト学習において作目を決定している。		(1)
④その他		3
・売り払い結果から、ショーケースの陳列品目を変更する。		(1)
・訓練成果としての製品の販売であるため、数量・金額のみに反映させている。		(1)
・加工種別の検討（煎茶と和紅茶）		(1)

消費者等の意見の把握方法としてアンケート調査を実施している3機関のうち、北部高等技術専門校を対象に現地調査を実施した。

・北部高等技術専門校

作品展示販売会来場者のうち209人にアンケート用紙を配布、94人から回収。イベントを知った広報媒体や作品の出来映え等について意見を聞いており、寄せられた意見・感想は、作品の製作に反映させているほか、広報活動を行う町

内会の範囲を拡大するなどイベントの広報活動の展開にも活用している。

○ 監査の意見

生産物の売払方法については、各機関において、生産物の種類、売払額、売払先などに応じて、規則等に基づき、適切な契約方法が選択されていると認められた。

引き続き、他機関の取組事例も参照し、アンケート等を通じた的確なニーズ把握に基づく生産や、広報PRによる販売促進に努めていただきたい。

5 関係法令等による許可・届出等について

関係法令等による許可・届出等に関して、食品加工品の製造・販売を行う場合に、食品衛生法に基づく惣菜製造業等の営業許可及び食品衛生管理者の届出の手続を行う必要があるが、食品加工品を生産する各機関においては、いずれも生産品に応じた必要な手続がなされていた。

6 売払活動の場の活用・売払活動の成果について

生産物の売払いは、単なる収入確保の場だけでなく、教育機関においては生徒の実習教育の場であると同時に、全ての機関において県事業や学校活動等のPRの場ともなることから、各機関において、どのような工夫を凝らして取り組んでいるのか、また、生産物の売払活動全般の成果をどう考えているのかを調査した。

(1) 生産物の売払活動の場の活用状況

高等技術専門校3校、農林水産総合センター（本所）、後楽園事務所、高等学校7校の計12機関から回答があり、その概要は、〔表24〕のとおりである。

〔表24〕生産物の売払活動の場の活用状況

活用状況	機関数
・美作校の技能祭で展示・販売。各訓練科のPRポスターや写真パネルを展示	1
・年1回の訓練生作品展示販売会開催時にて学校紹介、PR、模擬店なども実施	1
・技能祭には他の2高等技術専門校も参加、各校が紹介コーナーを設け活動内容をPR	1
・センターフェア販売時に、ポスターや研究結果の掲示を実施。研究所の理解を促進	1
・売払活動と同時に行事（梅の枝の剪定）を実施し、後楽園をPR	1
・生徒募集のPRのためのリーフレットを配布している。	1
・地域に出向いての販売実習	1
・学校HP、新聞折込広告、町広報紙等に生産物の販売期日、イベント内容等を掲載し、合わせて、学校の活動を広報している。	5

北部高等技術専門校び農林水産総合センター（本所）を対象に、現地調査を実施した。

・北部高等技術専門校

同校で実施する訓練生作品展示販売会においては、展示販売品の売払いや模擬店の出店のほか、展示コーナーを設けて、CLT材を用いた家具を展示したり、訓練風景のパネル展示や職業訓練紹介コーナーを設けている。

・農林水産総合センター（本所）

センターフェアでの販売時にポスターや研究成果の掲示を実施している。

(2) 売払活動の成果

高等技術専門校3校，後楽園事務所，高等学校8校の計12機関が何らかの成果があったとしており，具体的には〔表25〕のとおりである。

〔表25〕 売払活動の成果

売払活動の成果	機関数
・訓練生の製作意欲が向上し，訓練意欲が上がっている。	1
・本校の地域開放，地域の方々への周知，PR	1
・地域へ職業訓練校の活動内容のPRを行うことができた。	1
・季節を感じられるイベントとして来園者に喜ばれる。後楽園ファン獲得につながる。	1
・生徒の現場実習の場となっている。地域連携が強まり，学校への期待度が増していると実感している。安全・安心をいかに消費者が望んでいるかを直接知ることができる。	1
・生産だけでなく販売実習をすることにより，言語活動の充実やマナーの向上につながっている。外部での販売を通して交流を図り，最終的には農業法人への就職に繋がることもあった。	1
・生産技術や接客マナーのスキルが向上した。	1
・地域貢献（活性化，交流の場の提供），販売実習による生徒のコミュニケーション力の向上，生産意欲，品質向上への取り組み等	1
・地域への学校教育活動のアピールになる。生徒のコミュニケーション能力や対応力の向上。自分たちの生産物を喜んでもらえることで，生徒の自信につながる。	1
・消費者の視点に立った農産物の生産を意識することができ，生産技術の向上やマーケティングに対する意識が高まる。また，生徒の学習として単なる生産技術だけでなく農業経営の視点での教育ができる。	1
・生徒の販売のコミュニケーション能力が育った。	1
・生徒は生産物の販売状況を見て，学習内容に自信を持てるようになっている。	1

- ・ 訓練生の製作意欲・訓練意欲の向上や地域に対する訓練校の活動内容のPR等の成果があった。(高等技術専門校(3校))
- ・ 梅の枝の剪定・販売のイベントが季節を感じられるイベントとして後樂園ファンの獲得につながる。(後樂園事務所)
- ・ 生徒のコミュニケーション能力の向上, マナーの充実, 生産技術や生産意欲の向上, 就職への貢献などの成果があった。(高等学校(8校))

○ 監査の意見

生産物の売払いの場は各機関にとって, 事業者や県民と直接ふれあう貴重な機会でもあり, 機関や事業のPRを積極的に行うとともに, 購入者からのフィードバック等を強く意識して企画することが重要である。他機関における売払活動の活用例や購入者のニーズ把握とその活用方法等も参考に, 今後の取組を積極的に進めていただきたい。

7 生産物の売払いに係る創意工夫等について

その他, 生産物売払業務に係る創意工夫の状況と今後の展開に関する考え方について調査した。

(1) 創意工夫の状況

各機関における創意工夫について, 回答のあった9機関の状況は, [表26]のとおりである。

[表26] 創意工夫の状況

創意工夫の状況	機関名
・ 県の職業能力開発協会に加盟している関連団体からの依頼により, ものづくりフェアでの子供向けのものづくり体験用(塗装体験)の本立てを作成した。また, 県立の工業高校から依頼を受け, キュポラ(鑄造設備)部品を製作した。このように, 各種関係団体との連携に配慮している。	南部高等技術専門校
・ 事前に会議等を開催し, 技能祭当日の役割分担について職員に徹底している。	北部高等技術専門校 美作校
・ 後樂園のオリジナル商品として, 毎年販売開始時にプレス発表するとともに, 公式ホームページや旅行会社等へ配布するチラシ等へ掲載するなどPRを図っている。	後樂園事務所
・ イベントの開催日や学校行事から逆算して, 生産物の製作・製造計画を立てている。	高松農業高等学校
・ 生産だけでなく販売をすることにより, 生徒がより成長している実績がある。本校では生產品の販売のため	興陽高等学校

にレジスター，POSシステムを導入しており，会計的なミスがほとんどない。	
・定期販売会や地域イベントへ積極的に参加している。	瀬戸南高等学校
・昨年度途中から委託販売を導入したことにより，生産物のより安定した販売につながり，生産管理がしやすくなった。	井原高等学校
・事務担当者から定期的（ほぼ四半期ごと）に収支状況を報告してもらい，農場会議においてその内容を検討し，収支状況について関係職員間の情報共有を図っている。これにより，部門間での原材料や資材の重複購入を避け，無駄な支出の抑制につながっている。	新見高等学校
・会計事務担当者が使用している予算管理のファイルを事務室だけがアクセスできるサーバーに保存するのではなく，全教職員がアクセスできるサーバーに保存し，常に事務担当者・農業経営実習費担当教員が予算執行状況が分かるようにしている。 ・地元農業協同組合等の農業者団体との情報交換。 ・市，市の外郭団体（地域興し関係）との情報交換。	真庭高等学校
・学校で伝統のあった米味噌の製造を発展させて，平成13年度から肉味噌の製造を開始しており，販売直後に売り切れるなど高い評価を得ている。	勝間田高等学校

生産物の売払業務について創意工夫している点について，後楽園事務所と勝間田高等学校を対象に現地調査を実施した。

・後楽園事務所

後楽園で収穫された生産物を観光面で有効に活用する方策について，委託先の（公財）岡山県郷土文化財団や地元企業と連携して，平成17年度から商品開発を進めている。茶葉を使用した新茶「お庭そだち」と和紅茶「お庭そだち」，餅米を使用した「おかき」などについて，県はプレス発表を通じて広くPR活動を実施している。生産物の売払い自体は主目的ではないが，観光資源としての後楽園の魅力のPRを行い，集客につなげるという主目的を達成することに貢献している。

・勝間田高等学校

食品科学科の総合実習で生産している「肉味噌」は，味わいのよさから人気が高く，販売直後に売り切れるなど，特産品的な売れ行きを示している。生産量の確保に努めているが，授業の一環として製造しているため，製造時間及び予算の制約があり，年間約1,120kg程度の生産が限界である。また，いちごジャムなどの加工品も人気が高い。

(2) 今後の展開

各機関において、今後の生産物売払業務について、検討している事項は、〔表27〕のとおりである。

〔表27〕 今後の展開に関する検討事項

検討している事項	機関名
・具体的な構想はまだないが、委託販売を増やせないか検討している。	高松農業高等学校
・休日に販売した売上については担当者が翌日の引継ぎまで管理責任を負う現状がある。負担軽減のため、販売イベントの精選が必要であると考え。その他販売方法については現在のシステムをうまく活用すれば十分であると考え。	興陽高等学校
・野菜・果物・米・チキンに加え、シクラメン・寄せ植えについても保護者・生徒に対する販売機会を拡大する。	瀬戸南高等学校
・委託販売については、委託先から売上状況をメール配信サービスにより把握するなど、販売調整の向上に努めている。販売実習については、授業時間内という活動制限、販売場所の限定などの課題と向き合っている。	井原高等学校
・GAP（農業生産工程管理）への対応 ・生徒数減に伴う実習規模の見直し	真庭高等学校
・既存のレジスターの積極的活用(平成30年度より開始) ・レジスター使用マニュアルの策定 ・公金取扱要領の策定	勝間田高等学校

今後の課題として、生産物の売払業務に伴う負担の軽減に向けた省力化や効率化の面では、高松農業高等学校や井原高等学校が委託販売の導入・拡大を挙げている。また、売払先の拡大という面では、瀬戸南高等学校が自校の生徒の保護者、自校の教職員等への販売機会の拡大を挙げている。

○ 監査の意見

生産物の売払いについては、プロダクトアウト（生産者側の発想に基づく商品開発）に終始せず、マーケットイン（消費者側の意見・ニーズに基づく商品開発）の視点も欠かすことはできないと考える。各機関においては、他機関の取組を参考にして、生産物の売払業務に係る新たな商品開発、効果的なPR活動、効率的な事務処理方法等について、様々な創意工夫を重ねるとともに、今後の展開として、生産物の売払業務の負担軽減も必要であり、省力化や効率化の方策を検討していただきたい。

II 県立学校生徒による商品開発，販売

1 実施校の状況

県立学校生徒の企業等とのコラボレーションによる商品開発や販売等について、実施していると回答のあった県立学校19校における実施体制及び会計処理の状況は〔参考資料〕(P32～P45)のとおりである。

また、県立学校生徒の模擬会社設立による商品開発について、実施していると回答のあった県立学校5校における商品販売の実施体制及び会計処理の状況は〔参考資料〕(P45～P49)のとおりである。

実施校のうち、コラボによる商品開発等と模擬会社による商品販売の両方の取組を実施しているのは4校(高松農業高等学校、瀬戸南高等学校、岡山東商業高等学校、倉敷鷺羽高等学校)であり、このうち、岡山東商業高等学校について、書面調査を踏まえ、電話で補足調査を行った結果は、以下のとおりである。

(1) コラボによる商品開発

「地域連携，地域活性化，キャリア教育」をテーマとして取組を進めており、オリジナル商品の開発という実体験をとおして、主体性，計画性，問題解決能力を育成することを目指して、平成15年度から開始している。現在は、3年生の「課題研究」と「商品開発」の2つの授業で、企業と連携した取組を行っており、平成29年度の「課題研究」においては、「ベンチャービジネス講座」でタルト，ムース，プリン，もなかを，「地域連携講座」で桃太郎トマトたれを，「商品開発」においては，弁当を開発しており，コラボ企業は洋菓子店等6社である。販売活動は，授業の中で行っており，ええじゃないか大誓文払い(2回)，東商デパート，ファジアーノ岡山高校生イベント，UNO I C H I(2回)，岡山イノベーションコンテストなど計19回実施している。販売は商業科会計で教員が経理しており，開発商品を企業から仕入れ，売上金を仕入代金や販売促進に関わる消耗品，生徒の交通費等の費用に充てている。実施体制は，授業において，生徒が考えた商品アイデアを企業に提案し，生徒と企業が打合せを行いながら試作，検討を繰り返し企業が商品化するもので，製造に関する責任及び費用負担は全て企業側にあり，学校の費用負担はなく，開発商品を販売した売上金から仕入代金を支払い，生徒の交通費や販売促進に関わる消耗品等の費用を捻出している。なお，商業科会計は，県教委の「学校による生産加工品販売要領，現金管理についての基本方針」(以下，「販売要領等」という。)に基づいて現金や預金の管理を行っており，年度末に決算報告をしている。(平成29年度売上げ1,673,900円，経費1,614,387円，繰越59,513円)

(2) 模擬会社設立による商品販売

「地域連携，地域活性化，キャリア教育」をテーマとして取組を進めており，平成5年「開かれた東商，魅力ある学校づくり事業」の一環として，仕入れから販売までを生徒自らが経営する総合体験学習である「東商デパート」を開始した。毎年特色ある店舗や催し物を工夫しながら継続し，平成29年度には第24回を迎えた。一連の業務をとおして学習成果を検証し，自主性，責任感，企画力，コミュニケーション力や勤労観，職業観の育成を目指している。平成29年度には，平成

29年11月18日（土）に岡山ドームで開催し、全生徒（25クラス）が参加した。店舗数は37店舗（各クラス店舗，起業実践店舗，課題研究店舗）で，来場者数6,800名であった。単なる販売実習で終わらせないため，模擬会社を設立し，生徒に商品提案・企画・販売まで担わせるとともに，その一環として会社訪問や仕入れ先企業との交渉など起業実践を経験させている。参加企業は東商卒業生が就職した実績のある企業であるため，就職を希望する生徒にとって，有意義な体験となっている。また，進学希望の生徒においても，商品提案等の経験は入試の面接の際に自己PRの材料となっている。全体の運営は，代表生徒（取締役）が教員との役割分担により行っており，生徒と企業と学校の役割分担は，学校にて，協力企業と生徒との打ち合わせ会を2回実施し，店舗運営の具体的な計画を立て，企業の指導を受けながら，仕入計画，価格設定，販売促進活動等を生徒主体で行っている。また，学校の費用負担はなく，商品を販売した売上金から仕入代金を支払い，店舗設営のための費用や，販売促進用の消耗品等の費用を捻出している。模擬会社の会社組織について，株主は生徒全員で1年生時に生徒1人当たり1,000円を出資してもらい，卒業時には返還する。資本金は，平成29年11月時点で988,000円。株主総会を翌年1月に開催し，決算報告や各種アンケートを実施し，各部門（販売促進部，管理部，サービス部等）により，次年度に向けた反省点等を報告してもらい，総括をしている。現金の管理等について，「東商デパート」実施当日，生徒は商品の販売等を行うが，売場レジの管理は業者の職員が行う。また，当日の売上金は各業者が持ち帰り，商品売上金として「東商デパート」の口座へ入金してもらい，後日，仕入額を業者へ支払うようにしている。なお，模擬会社の会計処理は，販売要領等に基づいて実施され，現金の支払い等は，商業担当教員が行い，通帳は事務室で保管・管理している。

（平成29年度収支の状況 売上11,993,434円，売上原価10,069,288円，販売費及び一般管理費1,927,445円，営業外利益(預金利息)6円，当期純利益△3,293円）

○ 監査の意見

県立学校の生徒による商品開発，販売等の取組については，「コラボによる商品開発等」と「模擬会社設立による商品販売」の2つについて，実施各校の取組状況を調査したが，各校とも教育目的に沿った，個性を生かした特色ある取組を実践しているものと見受けられた。また，生徒と学校と企業との役割分担は適切に行われており，現金の取扱いについても，販売要領等に基づいた取扱いを徹底するなど，適正に事業が実施されていると認められた。

第6 最後に

生産物の売払業務に関しては，平成29年度に売払代金の現金亡失事案が発生し，不適切な会計処理がなされていたことが判明したところであるが，現時点では，規則，要綱等に基づき，適切な公金の取扱いがなされていると認められた。また，生産から売払いまでの一連の業務が規則等に則って適切に執行されていると認められたところであり，引き続き，3E（経済性，効率性及び有効性）の観点から，業務

改善に努められたい。さらに、生産物の売払いの場は、県民と直接ふれあい、県の施策や機関に対する理解を促進する貴重な機会でもあり、有意義なものとなるよう、他の機関の取組も参考にしながら、創意工夫を重ね、業務を進めていただくことを期待するものである。

〔参考資料〕 コラボによる商品開発等の実施概要

番号	事 項	内 容
1	学 校 名	西大寺高等学校
	開 始 時 期	平成22年度
	テ ー マ	食品（開発商品）のトレーサビリティ
	実 施 概 要	3年商業科「課題研究」の講座（商品開発）にて実施している。地域の和菓子店に協力をさせていただいて、西大寺名物の「笹の葉せんべい」について、様々な味のコラボ商品を開発している。年2回の地域のイベントで、本校生徒が販売も行う。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒：商品開発（試作）から企業との渉外，イベントでの販売を行う 企業：商品開発の協力と商品製造を行う。 学校：生徒を指導監督する。
	学校の実施部門及び責任範囲	企業には，イベント販売用に必要数を製造してもらい，在庫は抱えないようにしている。 学校はイベント会場への生徒引率を行い，安全に留意する。
	学校の費用負担	「売上金」を「商品開発の材料代」と「販売商品の仕入れ代」等に充てている。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	通帳で管理している。
	適正な会計処理の工夫	月に一度，通帳と出納簿を照合している。
2	学 校 名	高松農業高等学校
	開 始 時 期	平成23年度
	テ ー マ	農業6次化の実践的学習の推進
	実 施 概 要	<園芸科学科におけるコラボレーション> 香草（ハーブ）の6次産業化の実践 <合同会社とのコラボレーション> ・販売 ・他県の高等学校との連携事業(平成29年度末で終了) ・商品開発（トマトゼリー） ・エフカ・ド・カフェの実践
生徒と企業と学校の役割分担	生徒：販売，商品開発 企業：販売や商品開発の場の提供 学校：成分などの分析，製造	

学校の実施部門及び責任範囲	試作や成分分析などの試験を教員立ち会いのもと実施している。	
学校の費用負担	特になし	
現金の取扱いの有無	ある。	
現金の取扱方法	<p><園芸科学科におけるコラボレーション> 実習経営費として取り扱っている。 即日、金融機関に納付する。即日納付できない場合は事務室耐火金庫に保管し、翌営業日に納付する。</p> <p><合同会社とのコラボレーション> 専用の通帳を作成し、現金の入出金を行っている。</p>	
適正な会計処理の工夫	<p><園芸科学科におけるコラボレーション> 実習経営費として校長及び出納員の決裁を受けて会計処理をしている。</p> <p><合同会社とのコラボレーション> 税理士による点検を受けて、決算報告書を作成している。</p>	
3	学 校 名	興陽高等学校
	開 始 時 期	平成16年度
	テ ー マ	学校間連携プロジェクト（酒米「雄町」の共同田植えと稲刈り）
	実 施 概 要	<p>農業科3年生の課題研究にて毎週3時間、実施している。担当生徒は4名である。</p> <p>企業との連携のきっかけとして、真庭市の酒造会社とは平成16年度から始まり、真庭高校と興陽高校との共同学習として田植えや稲刈りを経て、収穫後の酒造体験学習の機会を提供いただいた。平成23年度からは両校の共同田植え、稲刈りは継続しているが、真庭市の酒造会社での体験学習は真庭高校のみで実施している。倉敷市の酒造会社とは企業側からの申し出により、平成20年から興陽高校が単独で連携を始め、酒造体験学習の場を提供していただいている。</p>
	生徒と企業と学校の役割分担	<p>生徒（学校）は酒米「雄町」の栽培を担当している。</p> <p>収穫後に、全量、真庭市の酒造会社及び倉敷の酒造会社が買い上げ、製品化し、販売している。よって、製品化された酒については、学校名が入っているものの、売り上げはすべて、両酒造会社の収益となる。</p>
	学校の実施部門及び責任範囲	<p>学校の実施部門については、農業科作物部で栽培管理をしており、水田圃場14.5ヘクタールのうち、今年度は1.2ヘクタールに「雄町」の作付けをした。生徒4名で主立った管理を行った。</p> <p>稲作は自然が相手であり、「雄町」の特徴である稈長（茎）が長いことや穂が長く重たいことで倒伏（収穫前にイネが倒れる）しやすいため、栽培管理が難しい品種で、単価は高いが、決して安定したものではない。</p> <p>酒販売については、すべて両酒造会社が責任を持って対応している。製品化した酒は学校のイベント（農産物販売会や文化祭）で販売しており、学校側は販売実習としては関わっているが、収益</p>

		はすべて酒造会社となっている。
	学校の費用負担	文化祭等の販売イベント時の経費は、全て業者負担であるため、学校の費用負担はない。
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
4 (1)	学 校 名	瀬戸南高等学校（1）
	開 始 時 期	平成28年度
	テ ー マ	攻めの農業経営「6次産業化」
	実 施 概 要	2年生のプロジェクトチームによる放課後を中心とした活動である。本校で生産した餅米・味噌を材料に「おかき」の開発を行った。製造に係る技術・設備の問題を解決するために製菓会社に製造を依頼した。特徴を出すために地域にある岡山パクチーを利用した商品も開発した。現在は1・2年生をメンバーに加え活動している。
	生徒と企業と学校の役割分担	原材料の生産（餅米・味噌・パクチー粉末）を学校で生徒が生産し、企業がおかきを製造、学校で生徒がラベルを貼ってイベント等で販売している。
	学校の実施部門及び責任範囲	実施はプロジェクトチームで行い、商品の責任は企業（製造者）が負う。
	学校の費用負担	開発や発表に係る費用を学校が負担。（県費）
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	売上金を通帳で管理している。
	適正な会計処理の工夫	商品の数量と売上金を担当教員と複数の生徒でチェックしている。売上金は銀行口座で管理している。
4 (2)	学 校 名	瀬戸南高等学校（2）
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	瀬戸南高校のブドウをスイーツに「リセS.M」プロジェクト
	実 施 概 要	生徒が管理した生産物（ブドウ）を校内販売だけではなく、地域洋菓子店へ卸し、スイーツ開発して地域活性化と学校PRのために活動を始めた。対象は園芸科学科果樹園芸類型数名。
	生徒と企業と学	企業のスイーツ開発の参考になるかと考え、スイーツ図案や生産

	校の役割分担	者としてのメッセージを企業へ伝え、生産する意識づけにしよう心がけている。
	学校の実施部門及び責任範囲	課題研究という授業の範囲内で実施するように計画している。それ以外は放課後に活動している。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
5	学 校 名	岡山東商業高等学校
	開 始 時 期	平成15年度
	テ ー マ	地域連携，地域活性化，キャリア教育
	実 施 概 要	<p>商業科目「課題研究」の講座で、オリジナル商品の開発という実体験をとおして、主体性、計画性、問題解決能力を育成することを目指して、平成15年度に「アントレプレナーシップ」講座を開設したのが始まりである。現在は、「課題研究」に加え「商品開発」の授業でも、企業と連携した商品開発の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学年：3年生「課題研究」，「商品開発」 ・開発商品：「課題研究」 ベンチャービジネス講座・・・タルト，ムース，プリン，もなか 地域連携講座・・・桃太郎トマトたれ 「商品開発」・・・弁当 ・販売活動：ええじゃないか大誓文払い(2回)，東商デパート，UNO I C H I (2回)，ファジアーノ岡山高校生イベント，岡山イノベーションコンテストなど
	生徒と企業と学校の役割分担	授業において、生徒が考えた商品アイデアを企業に提案し、生徒と企業が打合せを行いながら試作、検討を繰り返し、企業が商品化している。
	学校の実施部門及び責任範囲	商業科目「課題研究」，「商品開発」の授業の取組は、各授業担当教員が企業（外部機関）との窓口となって行っている。また、製造に関する責任は、全て企業側としている。
	学校の費用負担	学校としての費用負担はない。 開発商品を販売した売上金から仕入代金を支払い、生徒の交通費や販売促進に関わる消耗品等の費用を捻出している。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	毎回の販売活動後、売上金から仕入代金を支払い、残金は次の

		釣り銭用に金庫に保管している。 定額を超えると預金口座に入金することになっている。
	適正な会計処理の工夫	毎回の販売活動後、売上表(売上金計算)と現金出納帳に記録し、年度末に決算報告書を作成している。
6	学 校 名	岡山南高等学校
	開 始 時 期	平成24年度
	テ ー マ	岡山い草文化継承を目指しての商品開発と地域連携活動
	実 施 概 要	商業学科3年生が選択履修する「課題研究」の「トップマネジメント講座」で実施。 つくば商工会から「早島特産品アイディアコンテスト」の募集要項が送られてきたことに「なぜ、い草で有名な早島が新しい特産品を募集するのか」という疑問を持ったことがきっかけとなる。い草生産が消失していることから地域文化の衰退を懸念し、今一度、県民に「い草」に関心を寄せてもらい、文化継承に繋げることを目標に、食用い草粉末を活用した「極畳(ごくじょう)おかき」の開発や、早島町内でイベントを開催した。
	生徒と企業と学校の役割分担	おかき製造は赤磐市の製菓会社に委託しており、製造元・販売元とも、事業所に担当していただいている状況。 学校では、「販売実習」として、生徒が各種イベントに出店する際に、仕入計画を立てて販売を行う。小売店での常設販売については学校は関与しない。
	学校の実施部門及び責任範囲	生徒が販売実習を行う際に取り扱う商品のみを学校の管理下に置く。万一、不良品による事故などが起きた場合も、製造元・販売元は事業所であり、商品の保険もそちらで加入しているので学校は保障等の責任は負わない。
	学校の費用負担	生徒が販売実習を行う商品のみ、仕入れを行う。定価の7~8割程度の高い価格で仕入れており、収益金は、生徒がPOP広告を制作する文具費や売残り商品の買取りに充てる。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	口座を開設しており、毎月の活動費や、イベントごとの売上金を分けて全て口座を介して管理している。
	適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・口座を正式に開設し、金銭の動きがあるたびに口座を介し、口座と同じ帳簿を付けている。 ・年度末に、商業学科長と商業管理職による監査を受けている。 ・数年前に公認会計士として新日本監査法人で働く卒業生に帳簿を見てもらい、アドバイスを仰いだ。
7	学 校 名	倉敷鷺羽高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	児島地区の新たなご当地グルメの開発

	実施概要	児島商工会議所青年部より考案を依頼され、授業でコンペを行いレシピを提供した。完成品は児島駅前での飲食イベントで無料配布され、本校生徒もスタッフとして参加した。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒・学校側は商品開発の案を提供し、製造や広報等は商工会議所で行う。
	学校の実施部門及び責任範囲	原則、授業担当者の責任で行っている。
	学校の費用負担	イベント引率に係る教員の出張旅費
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
8	学 校 名	倉敷商業高等学校
	開 始 時 期	平成17年度
	テ ー マ	29年度は未実施 通年テーマ「地産地消による地域の活性化」
	実施概要	部活動（商業研究部）による販売実習 ・倉敷三斎市（毎月）、百貨店、地域イベント出店（さん太マルシェ、岡山シーガルズ公式戦等）
	生徒と企業と学校の役割分担	部活動の一環として、生徒がアイデアを出し、企業が実際に商品化を行い、学校は生徒の販売実習の機会として現場に生徒を参加させている。
	学校の実施部門及び責任範囲	部活動で参加、運営をして開発・販売商品に関する責任は企業補償となっている。
	学校の費用負担	負担なし（但し、出店料等が発生するが売上収益より支払っている。）
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	頻繁な出し入れと、販売時の釣銭の金種の用意が必要なため金庫保管としている。ただし、釣銭を除いて3万円以上の残金がある場合には入金する体制を作っているが、釣銭さえ不足する状況なので残ることはない。
	適正な会計処理の工夫	・在庫を抱える商品は扱わない。また、在庫を持たないように販売当日、売切り、または処分として売上金額を明確にしている。 ・利益が残った場合、釣り銭分（3万円分）を除いて、次年度へ繰り越しとしないよう販売促進用品を購入して調整している。

		・会計証拠書類を作成して管理職に提出し、その都度検査を受けている。
9	学 校 名	玉島商業高等学校
	開 始 時 期	平成20年度
	テ ー マ	地元特産品を使った商品開発
	実 施 概 要	3年生「課題研究」の授業の一環（課外活動も含め）として、パッケージデザイン、商品のネーミング、販売及び販売促進活動を担当。協力企業は、地元玉島で地元の特産品（果物）を使った商品開発をしている企業。
	生徒と企業と学校の役割分担	パッケージデザイン、商品のネーミング、販売及び販売促進活動を学校が行っている。
	学校の実施部門及び責任範囲	全て協力企業による。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	売上金は、鍵のかかる手提げ金庫に入れて、それを更に職員室内の耐火金庫で保管している。
	適正な会計処理の工夫	—
10	学 校 名	津山東高等学校
	開 始 時 期	平成27年度
	テ ー マ	だし活
	実 施 概 要	平成25年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、若者の出汁離れを危惧し、地元行政（津山市）、地元企業、地元大学、大手出汁メーカーと協同して、本校食物調理科2年生を中心に、食育の一環として調理の授業において、出汁についての知識を深め、あわせて食品の授業において地元特産の食材への関心と知識を深める。 さらに出汁と地域食材を組み合わせた地産地消レシピを考え、その普及に向けて、将来「食」に携わる者としての使命を考えさせることを目的とする。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒はレシピ開発及び試作、企業はレシピ開発に係る費用負担、優秀レシピの商品化、学校はレシピ開発に関する指導及び試作・レシピコンテスト会場提供をおこなっている。
学校の実施部門及び責任範囲	本校食物調理科を中心に実施している。 学校の責任範囲はレシピの提供まで、それ以降は協同企業側となる。	

	学校の費用負担	原則，費用負担なし ただし，試作品作成のための食材購入時に一時立替払あり
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	協同企業からレシピ開発に伴う試作品作成費用の実費についての受領のみであるが，受領後は，複数教員で提出したレシート控えと受領金額を確認し，確認後は各生徒グループへ速やかに返金処理を行うよう徹底している。
	適正な会計処理の工夫	生徒へ協同企業での購入と対象外商品の購入に注意し，レシートを紛失しないよう指導し，購入後，速やかにレシートを学校へ提出させている。協同企業からの試作実費額受領後は，複数で確認し，各生徒グループへ速やかに返金処理を行うよう徹底している。現金の管理は機械警備対象の教務室金庫でおこなっている。
1 1	学 校 名	津山商業高等学校
	開 始 時 期	平成18年度
	テ ー マ	つやまFネット（津山市の農商工連携推進団体）と連携した商品開発
	実 施 概 要	地域特産品を知り，商品開発することで地域や産業を知るため，3年生商品開発選択者が，つやまFネットを通し，商品開発に適した企業の紹介をしてもらい，商品開発を行う。
	生徒と企業と学校の役割分担	8月中に生徒が開発商品を提案し，Fネットより企業の紹介を受け，協力しながら商品を開発し，11月に鏡野町夢広場味覚祭で販売する。
	学校の実施部門及び責任範囲	商業科教員の商品開発担当者が開発商品等のプラン作成を企業とやりとりをし，実際の試作や製造は企業が行う。
	学校の費用負担	開発商品のラベル作成等を学校経営予算で支出。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	釣銭用として5万円程度，金庫に保管している。
	適正な会計処理の工夫	諸帳簿作成後，複数人で検査する。
1 2	学 校 名	笠岡商業高等学校
	開 始 時 期	平成13年度
	テ ー マ	商品開発班：ギフトとして扱える商品の企画 観光班：観光ツアーの実施
	実 施 概 要	商業科3年生課題研究の講座，起業家精神入門「笠SHOP」の

	<p>一環としての位置付けで行っており、商品開発班と観光班の2班に分かれて活動している。この講座のねらいは、地域をテーマにした様々な活動を通じて、①課題解決力、②創造性・チャレンジ精神・責任感、③コミュニケーション力、④商品・サービスについての価値観を育成することである。</p> <p>○商品開発班 地元企業とコラボレーションし、高校生の視点から商品開発・研究・販売を行っている。企業の知名度を高めるきっかけを作り、地元企業の発展及び地元のPRに貢献する。</p> <p>○観光班 平成28年度から新たに観光班を設け、観光ツアーの実施を行っている。観光ツアーでは、「かさおかブランド協議会」の全面的な協力を得ながら実施し、代金の回収・支払いについては旅行法の関係から旅行業者をお願いしている。</p>
<p>生徒と企業と学校の役割分担</p>	<p>○商品開発班 生徒：商品アイデアの提供、ラッピングのデザイン及びラッピング、販売 企業：商品の試作から完成、ラッピングへの助言 学校：商品の運送（企業から学校まで）、通帳の保管、現金の出納</p> <p>○観光班 生徒：現地に行き調査研究を行い、観光プランを作成する。旅行当日のアテンド。 笠岡ブランド協議会：アドバイス及び資金の提供 旅行業者：旅行の申込み受付及び支払い</p>
<p>学校の実施部門及び責任範囲</p>	<p>○商品開発班 商業科課題研究の授業の一環で実施している。生徒がイベントでの商品販売等で特に生の食材を扱うときには保険に加入している。</p> <p>○観光班 学校は観光プランの企画はしているが、旅行会社の商品として販売しているため、申込みや苦情受付などは旅行業者が行っている。保険についてはお客様と生徒が加入している。</p>
<p>学校の費用負担</p>	<p>○商品開発班 売上金から試作の材料及び消耗品購入の費用、商品の仕入れ費用、イベント出店料を負担している。</p> <p>○観光班 県費の学校経営予算から旅行会社への委託手数料、現地への調査研究費（船チャーター代、ジャンボタクシー代など）を支出。企画料及び販売手数料から数名での現地調査、試食、消耗品購入費用を支出。 発表会への生徒旅費などは学校後援会会計の地域連携費から支出。</p>
<p>現金の取扱いの有無</p>	<p>ある。</p>
<p>現金の取扱方法</p>	<p>○商品開発班 販売の都度、教員の目が届くところで、生徒2名に現金の確認をさせ、帳簿をつけて現金過不足等がないかを確認させる。現金は通帳で管理している。通帳は金庫で保管し、払出時には教</p>

		<p>頭の印が必要。</p> <p>○観光班 現金（2万円程度：企画料・販売手数料）を事務室金庫に保管して、必要時に払出している。帳簿に記入して領収書とともにファイルにまとめている。</p>
	適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を扱う時は必ず複数で確認を行う。 ・年度末に決算報告を行っている。 ・教頭が監査を行う。
13	学 校 名	高梁高等学校
	開 始 時 期	平成26年度
	テ ー マ	なし
	実 施 概 要	平成26年度家政科2年次生が地元企業とコラボレーションして商品開発をした商品「らぶっせ」を継続して地域イベント（備中たかはし町家通りの雛まつり等）で販売している。
	生徒と企業と学校の役割分担	<p>学校：必要数を発注</p> <p>企業：製造</p> <p>生徒：地域イベントでの販売</p>
	学校の実施部門及び責任範囲	商品表のラベルのデザインは、本校生徒作であり本校と企業とのコラボ商品であることがわかるものになっている。また、裏のラベルは原材料や製造者等が記載されており、こちらは企業側が責任をもつことになっている。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	売上金は全て、企業に渡している。
	適正な会計処理の工夫	地域イベントでのコラボ商品の販売は生徒の学びの一環としてとらえ、販売手数料などはもらっていない。
14	学 校 名	高梁城南高等学校
	開 始 時 期	平成23年度
	テ ー マ	高梁市の特産品と高梁城南高校の農産物を用いた観光弁当の開発
	実 施 概 要	<p>今までの商品開発のノウハウの蓄積や地域企業との連携の実績があるため、地域との連携は取りやすい。今回は高梁市産業観光課、高梁市観光協会とも協力している。商品開発に関わってくださっている仕出し屋さんには5年前から環境科学科3年生生活環境コースに、生衛業体験教室として無償で料理を教えに来ていただいている方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境科学科生活環境コース3年生 <p>お弁当のレシピ開発、イベント等での商品販売</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・環境科学科生物環境コース3年生 高梁城南高産の農産物を材料提供, 使いやすい加工品の研究 ・デザイン科2年生 ネーミング考案, 包装紙・ポスター・チラシ等の製作
生徒と企業と学校の役割分担	生徒: レシピ開発, 包装紙のデザイン, 商品の販売, PR活動(ポスター・チラシのデザイン, 研究発表会での発表等) 企業: レシピ開発への指導助言, 商品製造	
学校の実施部門及び責任範囲	製造は企業にしている。イベントの際には保健所に企画書を提出。食中毒等の問題が起こったときには企業が責任を負うが、文書は交わしていない。	
学校の費用負担	開発に係る原材料費の一部は学校経営予算で負担している。	
現金の取扱いの有無	ある。 (開発した弁当を学校のイベント等の際、販売しているため)	
現金の取扱方法	請求書で購入。販売後数日中に現金支払い。領収書をいただいて、主の販売担当である家庭科で領収書保管。(仕入れ額=支払額 利益なし)	
適正な会計処理の工夫	環境科学科(主に家庭科)で販売価格で仕入れ、同価格で販売しているため、利益はない。利益が無くても、生徒が調理した場合の時間、危険性、衛生的配慮等のリスクがない上、生徒は自分達の考えたレシピで商品化されているので達成感是十分に感じることが出来るというお金に替わるメリットがたくさんあると考えている。	
15	学 校 名	勝山高等学校
	開 始 時 期	平成27年度
	テ ー マ	地場産品で地域の活性化に貢献
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の位置付け 商業科目, 課題研究 ・企業連携のきっかけ 生徒から自分たちのアイデアによる商品開発で地元活性化に貢献したいという提案があり, 地元企業に相談を持ちかけたところから ・対象学年 第3学年 ・平成29年度は、開発商品等を販売する店舗のデザインを考案
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒: 新商品のレシピの提案, 販売実習 企業: 商品化へのアドバイスと商品の製造 学校: 生徒の指導及び企業との連絡調整
	学校の実施部門及び責任範囲	実施部門は、ビジネス科 責任範囲は、製造については企業, 販売者については、学校の責任とし、その旨を商品に明記している。
	学校の費用負担	試作や販売に係る経費を支出している。(学校徴収金)
	現金の取扱いの有無	ある。

	有無	
	現金の取扱方法	出納簿を作成し、専用の銀行通帳で入金・出金をしている。
	適正な会計処理の工夫	通帳は、事務室で管理しており、また学校長印での支出としている。
16	学 校 名	真庭高等学校
	開 始 時 期	平成23年度
	テ ー マ	清酒実習
	実 施 概 要	清酒実習は、食品科学科2年農業クラブ役員が中心となって、酒米「雄町」の生産から収穫までを興陽高校と合同で行っている。収穫した雄町を使って、真庭市の酒造会社で清酒の製造実習を体験している。
	生徒と企業と学校の役割分担	清酒の仕込みから瓶詰めを酒造会社で体験させてもらっている。販売は学校のふれあい市・文化祭で酒造会社の方と一緒に販売している。
	学校の実施部門及び責任範囲	原料の雄町米のみ興陽高校で生産しているが、興陽高校の酒米を酒造会社が買取りをしている。清酒の製造については、一部を体験させてもらっている。
	学校の費用負担	なし
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
17	学 校 名	和気閑谷高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	和気町をアピールする化粧品開発
	実 施 概 要	<p>①活動の位置付け 「総合的な学習の時間」（本校では「閑谷學」）において、探究学習のテーマとして活動を行った。</p> <p>②企業等との連携のきっかけ 平成28年度「閑谷學」の探究学習で、化粧水開発の企画を地元企業に提案したことが連携のきっかけである。平成29年度には、和気町「観光特産品開発促進事業」に地元企業と本校で参画した。</p> <p>③対象学年 2年次</p> <p>④商品開発・販売の経緯 「和気町を県内外へアピールできる商品をつくる」というテーマ</p>

		マを設定して、「藤の花」、「りんご」、「お米」を使用した化粧品を企画した。どの年代にも使用できる商品を考え、ハンドクリームを製作した。商品デザインや商品名の提案、ポスター・ちらしの作成、価格の設定をしていった。販売は、東京や岡山県内で行っている。また、和気町商工会議所の和気町ブランドにも選定していただき、県内外のイベントなどで商品の販売を行っていただけるようになった。
生徒と企業と学校の役割分担		生徒：化粧品の企画，デザイン企画，価格設定，販売 企業：化粧品の企画・デザイン補助，価格設定の助言，製品作成 学校：生徒の企画補助，販売企画，企業との調整，商品販売，商品管理
学校の実施部門及び責任範囲		実施部門 閑谷学コラボチーム 生徒8名，指導者3名 計11名 (指導者の内訳：教諭1名，支援職員1名・町職員1名(いずれも地域おこし協力隊員)) 責任範囲 ①企業との契約遵守，②商品管理
学校の費用負担		商品開発費用については，和気町「観光特産品開発促進事業補助金」事業を活用，PR活動の経費は商品売却代金を充当している。
現金の取扱いの有無		ある。
現金の取扱方法		商品売却代金は，預金通帳で管理している。
適正な会計処理の工夫		<ul style="list-style-type: none"> ・収入及び支出に関する調書の作成 ・金銭出納簿の作成 ・保護者による関係監査の実施
18	学 校 名	矢掛高等学校
	開 始 時 期	平成21年度
	テ ー マ	地元企業と連携し，地域の名産品を利用したオリジナル商品の開発
	実 施 概 要	地域ビジネス科2年生が商業科目「課題研究」の一環として，毎年11月に行われる矢掛宿場まつり（大名行列）での発売に合わせた開発を進めている。 地元企業との連携による地域ビジネスへの理解促進と岡山県高等学校商業教育協会が主催していた「一校一品運動」への参加がきっかけである。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒は企業に開発商品に関する企画を提案し，企業が商品化する。学校は，「課題研究」担当者がその監修をしている。
	学校の実施部門及び責任範囲	「課題研究」の授業で行っているため，担当者及び商業科教員全員が責任を持って行う。
	学校の費用負担	岡山県高等学校商業教育協会の補助金から，事業開始当初にかかる費用を負担している。県費での負担はない。
	現金の取扱いの有無	ある。

	有無	
	現金の取扱方法	校長名義の預金口座で入出金管理をしており、通帳は職員室の金庫、印鑑は事務室の金庫でそれぞれ管理している。収支の管理については、会計年度ごとに金銭出納簿を作成し、収支金額及び会計年度間の繰越金額を明確に記入している。執行管理では案件ごとに支出調書を作成し、保存している。
	適正な会計処理の工夫	年度末に管理職が、金銭出納簿、支出調書、現金(預金)の照合確認の監査を行っている。
19	学 校 名	勝間田高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	ドラゴンフルーツジャムの開発
	実 施 概 要	企業からの依頼により、ドラゴンフルーツを使用したジャムの開発。対象学年1～3年
	生徒と企業と学校の役割分担	学校で試作、企業が販売を行う。
	学校の実施部門及び責任範囲	学校は試作・レシピの作成に携わっているのみ、実際の販売や製造については企業が行うため責任範囲は全て企業側。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—

〔参考資料〕 模擬会社による商品販売の概要

番号	事 項	内 容
1	学 校 名	高松農業高等学校
	開 始 時 期	平成27年度
	テ ー マ	農業6次化の実践的学習の推進
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・販売 ・他県の高等学校との連携事業(平成29年度末で終了) ・商品開発(トマトゼリー) ・エフカ・ド・カフェの実践
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒：販売、商品開発 企業：販売や商品開発の場の提供

		学校：成分などの分析，製造
	学校の費用負担	特になし
	現金の取扱方法	合同会社の通帳にて管理している。
	適正な会計処理の工夫	税理士による点検を受けて，決算報告書を作成している。
	備考	同校においては，模擬会社ではなく，合同会社を設立して商品販売等の活動を実践している。
2	学 校 名	瀬戸南高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	草花の6次産業化(栽培した草花を利用した加工品の製造・販売)
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸科学科草花類型2年生「草花A」の授業内で実施した。 ・本校の教育課程では，生物生産科には「農業経営」の授業があるが，園芸科学科には経営的な学習をする授業がなかった。平成30年度入学生から3年次に「農業経営」を導入するが，該当しない現2・3年生に経営的な学習をさせるため，また，授業導入前の試行として，平成29年度と平成30年度限定で模擬会社活動に取り組むこととした。
	生徒と企業と学校の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が模擬会社の社員となり，授業担当教員が顧問として模擬会社の活動に携わる。株式を教職員に販売することで，教職員が株主として経営に関わる。 ・民間企業とのコラボレーションは行わない。
	学校の費用負担	株式販売による資本（5万円）で経営している。
	現金の取扱方法	銀行口座を開設し，管理している。
	適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・他クラス生徒による外部監査を実施している。 ・年度末に株主総会を開き，会計報告をしている。
3	学 校 名	岡山東商業高等学校
	開 始 時 期	平成5年度
	テ ー マ	地域連携，地域活性化，キャリア教育
	実 施 概 要	<p>【東商デパート実施の経緯，位置付け】</p> <p>平成5年「開かれた東商，魅力ある学校づくり事業」の一環として，仕入から販売まで生徒自らが経営する総合体験学習として始まった。</p> <p>毎年特色ある店舗や催し物を工夫しながら継続し，平成29年度には第24回を迎えた。東商デパートを「キャリア教育」「金融教育」にも位置付け，一連の業務をとおして学習成果を検証し，自主性，責任感，企画力，コミュニケーション力や勤労観，職業観の育成を目指している。</p> <p>○平成29年度の実施概要</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日時, 場所 平成29年11月18日(土)10:00~14:30 岡山ドーム ・対象学年 全生徒(25クラス) ・店舗数 37店舗(各クラス店舗, 起業実践店舗, 課題研究店舗) ・来場者数 6,800名 	
生徒と企業と学校の役割分担	学校にて, 協力企業と生徒との打ち合わせ会を2回実施し, 店舗運営の具体的な計画を立てる。企業の指導を受けながら, 仕入計画, 価格設定, 販売促進活動等を生徒主体で行う。全体の運営については, 代表生徒(取締役)と教員の役割分担により行っている。	
学校の費用負担	学校としての費用負担はない。 商品を販売した売上金から仕入代金を支払い, 店舗設営のための費用や, 販売促進用の消耗品等の費用を捻出している。	
現金の取扱方法	各店舗に経理責任者1名を配置し, 1日3回の売上報告をさせている。東商デパート終了後, 売上金を本校の銀行口座に入金している。その後, 企業への仕入代金を各企業の指定口座に振り込んでいる。	
適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入販売実績表(商品有高帳)により売上計算を行い, 決算報告として損益計算書と貸借対照表を作成し, 管理職の監査を受けている。 ・また, 模擬株主総会をとおして, 生徒や保護者に報告している。 	
4	学 校 名	倉敷鷺羽高等学校
	開 始 時 期	平成21年度
	テ ー マ	地元児島のような企業や機関と連携し, 「真の実力」単なる専門的な知識・技能の定着だけでなく, 活用できる知識・技能として実社会で通用する「本当の実力」を身につける。
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・経営理念を設定し, オリジナル商品の開発に取り組む。 ・「地産地消・岡山らしさ・倉敷ブランド」を目指し, インターネット等を活用し, 提携企業を探して電話連絡をし, 実際に訪問して協力をお願いする。 ・ビジネスモデル3年次の「総合実践」の受講生が対象。
	生徒と企業と学校の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・学校側は商品開発の案を企業に提供し, 製造は原則企業でお願いする。 ・ラベル等は生徒が作成し, 商品の仕入・販売・会計処理まで, 学校・生徒が行う。
	学校の費用負担	商品の打合わせ・仕入・代金の支払い等に係る教員の出張旅費
	現金の取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬会社の中で経理部門をつくり, 帳簿記入をして管理している。 ・担当教員で帳簿をチェックし, 現金(5万円)は金庫で管理している。(今後, 通帳での管理を検討している。)
	適正な会計処理	最終的に会計報告をまとめ, 管理職でチェックをしている。

	の工夫	
5	学 校 名	誕生寺支援学校
	開 始 時 期	平成25年度
	テ ー マ	アンテナショップは「夢の架け橋」 ～ 笑顔と元気で地域に貢献 ～
	実 施 概 要	<p>○活動の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業コース…専門教科「流通・サービス」 ・生産コース…教科等を合わせた指導としての「作業学習」 <p>※「地域型実習」の実習先の一つであり、久米南町と学校後援会の支援及び地域の方々の協力によって成り立っている。</p> <p>○実施の経緯</p> <p>岡山県特別支援学校就労支援協議会及び岡山県教育委員会は、年間を通じて定期的に産業現場や地域において「社会からの学び」を体験できるよう実施する学習が必要であり、「地域型実習」として推進していく方向性を打ち出した。</p> <p>これを受け、本校では平成25年度から「コミュニティワーク」と銘打って「地域型実習」を導入した。同年11月、久米南町と本校後援会によってJR弓削駅構内に「アンテナショップ」が開設され、地域ボランティアの協力の下、喫茶サービスを行っている。併せて作業学習で作った製品の販売実習を行っている。</p> <p>○対象学年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業コース全生徒 ・生産コースのうち、卒業後の進路先として「一般就労」や「就労継続支援A型事業所」を希望している生徒
	生徒と企業と学校の役割分担	<p>アンテナショップは、JR弓削駅舎を管理している久米南町から岡山県立誕生寺支援学校後援会が借り受け、誕生寺支援学校生徒の実習支援及び学校地域協働活動のため平成25年11月に開設した。</p> <p>生徒は、教師（学校）や地域ボランティアの支援を受けながら、アンテナショップでの実習を通して働くために必要な力を実践的に身に付けている。久米南町と学校後援会の支援及び地域の方々の協力によって成り立っていると言える。</p>
	学校の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・学校後援会が久米南町に対し賃借料（光熱水費を含む）を負担、また、税務上の収益事業届けをしており、法人税（国・県・町）の申告をしている。 ・作業製品を作るための経費については、売上金によって原材料等の経費が賄われている。学校施設内の活動であるため、光熱水費は県費だが、原材料等に係る経費に県費は投入されていない。
	現金の取扱方法	アンテナショップに隣接する金融機関に口座を設け、通帳で管理している。
適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナショップの会計処理は、地域連携担当教員が行い、定期的に学校出納員及び管理職によるチェック体制を整備している。 ・法人税の申告は、事務部長（出納員）が担当している。（当初現金管理を行っていたが、平成28年度から通帳管理とした。） 	

		・作業製品に係る会計処理は、学校徴収金取扱マニュアルに沿って処理している。
--	--	---------------------------------------